

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成22年の平均寿命（厚生労働省：平成22年簡易生命表による）は、男79.64年（前年比0.05年増）、女86.39年（同0.05年減）で、世界最高の水準である。また、65歳の平均余命は、男18.86年（前年比0.02年減）、女23.89年（同0.08年減）となっている。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。そのような中、平成22年の出生数は107万人と前年に比べて若干増加し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.39（前年比0.02増）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成23年4月1日現在で65歳以上人口が2,963万人と総人口の23.2%を占めており、年々増加している。将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、出生中位（死亡中位）推計）では、65歳以上人口の割合は平成25（2013）年には25%台に達し、日本の総人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,878万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成72（2060）年には39.9%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成22年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、年金受給者の有無不詳の世帯を除いたものでみて、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,389万7千世帯と、全世帯4,843万1千世帯の49.3%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,059万2千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は1,989万4千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の96.6%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額308万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が70.2%、稼働所得が17.3%、財産所得が5.9%となっており、公的年金・恩給が7割を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が80%以上の世帯は7割を超えており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成22年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,734万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,802万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.40となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者総数は3,883万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,710万人となっており、年金扶養比率は2.27となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成22年度末）

○国民年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿備ベース [時備ベース]	積立比率 簿備ベース [時備ベース]	保険料 (平成23年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 1,938	万人 2,802	2.40	万円 5.8	兆円 3.0	兆円 7.7	兆円 [7.7]	円 15,020	65歳
第2号被保険者	3,791								
第3号被保険者	1,005								
合計	6,734				—	—	—		
(参考) 公的年金加入者合計	6,826								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0.5万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.5万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時備ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時備ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿備ベース [時備ベース]	積立比率 簿備ベース [時備ベース]	保険料率 (平成23年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成23年度)
厚生年金保険	万人 3,441	万人 1,441	2.39	万円 16.2	兆円 38.1	兆円 113.5	兆円 [114.2]	% 4.1 [4.1]	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	105	69	1.53	21.7	2.1	8.2	[8.1]	6.2 [6.1]	15.862
地方公務員共済組合	288	188	1.53	22.5	5.7	38.4	[36.6]	10.0 [9.7]	15.862
私立学校教職員共済	48	12	4.19	21.3	0.5	3.4	[3.4]	9.0 [9.0]	12.938
合計	3,883	1,710	2.27	17.1	46.3	163.4	[162.3]	4.9 [4.9]	定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）
 3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.944%である。
 6. 厚生年金保険の積立金[時備ベース]には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時備ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時備ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。（前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

(2) 加入者数

平成22年度末の公的年金制度の加入者総数は6,826万人であり、総人口1億2,771万人の53.4%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数1,938万人（対前年度末47万人減）、厚生年金保険被保険者数3,441万人（同16万人増）、共済組合組合員数442万人（同1万人減）、第3号被保険者数1,005万人（同16万人減）となっている（表2、図1）。

表2 公的年金 加入者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

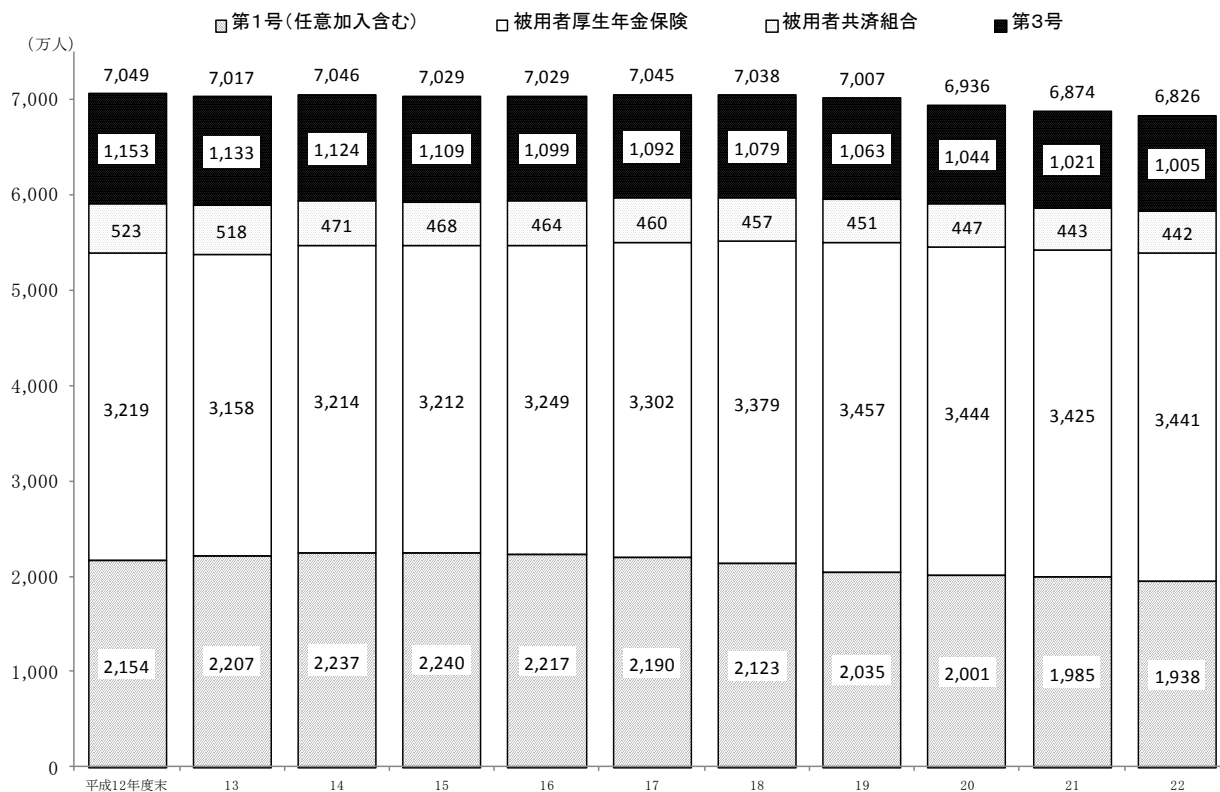
年 度	加 入 者 総 数	国 民 年 金 第 1 号 被 保 険 者	被 用 者 年 金 被 保 険 者 (第 2 号 被 保 険 者 等)		国 民 年 金 第 3 号 被 保 険 者	総 人 口	加 入 者 総 数 ／ 総 人 口
			厚 生 年 金 保 険	共 済 組 合			
平成12年度	70,491	21,537	32,192	5,231	11,531	127,033	55.5
13	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334	127,333	55.1
14	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236	127,560	55.2
15	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094	127,650	55.1
16	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993	127,678	55.1
17	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922	127,723	55.2
18	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789	127,747	55.1
19	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628	127,687	54.9
20	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436	127,566	54.4
21	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9
22	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046	127,706	53.4

注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金 加入者数の推移



(3) 受給者数

平成22年度末における公的年金の受給者数は、延人数で6,188万人であり、前年度末に比べ200万人の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成22年度末現在で4,527万人であり、前年度末に比べ113万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,796万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて93万人増加している（表3、図2）。

表3 公的年金 受給者数の推移

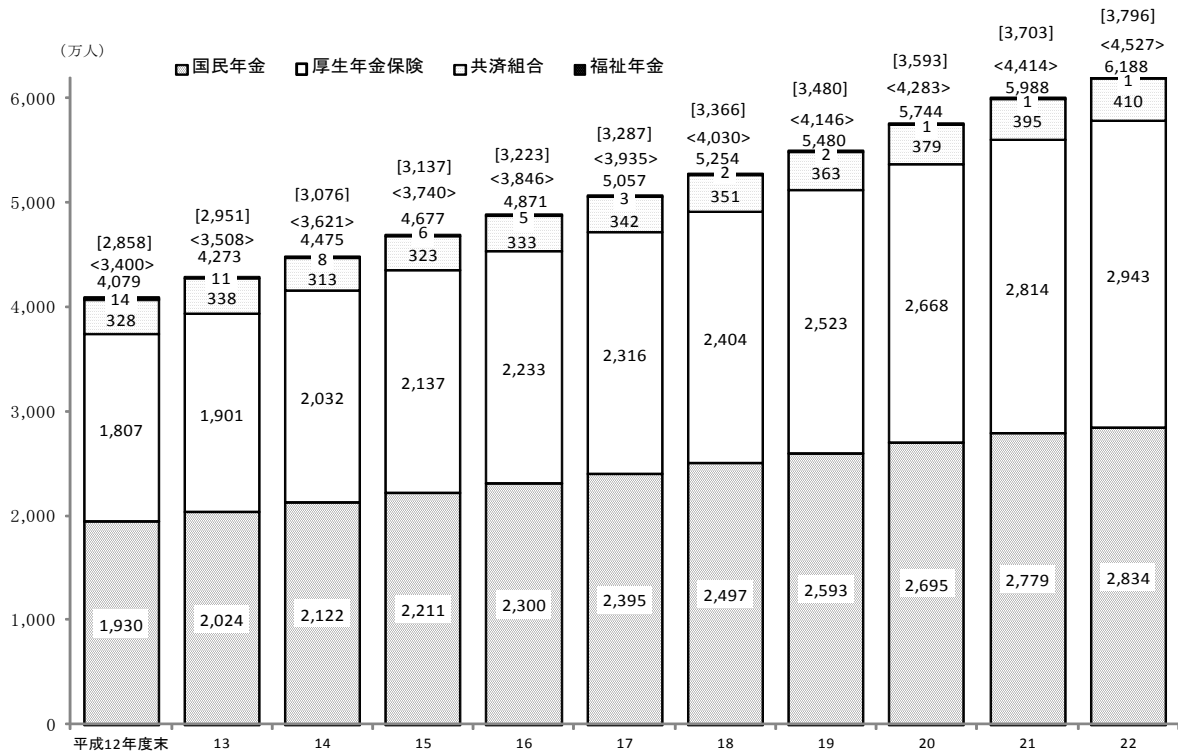
（年度末現在、単位：千人）

年度	総数			国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成12年度	40,790	<33,998>	[28,579]	19,304	18,074	3,275	137
13	42,731	<35,084>	[29,506]	20,238	19,005	3,380	107
14	44,748	<36,210>	[30,763]	21,222	20,315	3,130	82
15	46,771	<37,396>	[31,368]	22,111	21,369	3,229	62
16	48,710	<38,460>	[32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566	<39,347>	[32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542	<40,298>	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5

注1. < >内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

図2 公的年金 受給者数の推移



注1. < >内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である

平成22年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,141万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,249万人、遺族年金が579万人、障害年金が213万人、通算遺族年金が5万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成22年度末）

（単位：人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	29,432,622	13,399,133	10,849,226	377,387	4,755,053	51,823
旧法厚生年金保険	2,626,926	1,092,502	888,568	59,840	536,498	49,518
新法厚生年金保険	26,117,600	11,890,632	9,857,615	310,585	4,058,768	・
（再掲）基礎あり	16,507,630	8,905,237	7,314,644	204,525	83,224	・
旧法船員保険	51,381	25,198	4,732	1,807	18,591	1,053
旧共済組合	636,715	390,801	98,311	5,155	141,196	1,252
（再掲）基礎あり	106,024	103,704	1,546	699	75	・
国民年金計	28,343,053	25,424,217	1,082,486	1,716,772	119,578	・
旧法拠出制	3,019,435	1,832,430	1,082,486	83,986	20,533	・
新法基礎年金	25,323,618	23,591,787	・	1,632,786	99,045	・
（再掲）基礎のみ	7,897,741	6,459,177	・	1,408,779	29,785	・
福祉年金	5,103	5,103	・	・	・	・
共済組合	4,101,441	2,584,325	555,612	35,886	916,139	2,930
合計	61,882,219 <45,268,565>	41,412,778 <32,403,837>	12,487,324 <5,171,134>	2,130,045 <1,924,821>	5,790,770 <5,707,471>	54,753 <54,753>

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。（ただし、旧共済組合の「基礎あり」は旧農林共済組合分を除く。）
4. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
5. 共済組合の総数には、公務上・職務上を含む。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成22年度末における老齢年金受給者数の増減を制度別にみると、国民年金が61万人（2.5%）、厚生年金保険が51万人（3.9%）、共済組合が8万人（3.1%）の増加に対し、福祉年金は3千人（34.8%）の減少となっている（表5）。

表5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済組合				
平成12年度	26,609 (22,868)	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407	1,994	137
13	28,029 (23,804)	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,040	107
14	29,695 (24,965)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,087	82
15	31,165 (25,970)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,139	62
16	32,550 (26,873)	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952 (27,744)	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392 (28,590)	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949 (29,539)	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649 (30,607)	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12
21	40,220 (31,630)	24,812	2,060	22,751	12,893	12,482	411	2,507	8
22	41,413 (32,404)	25,424	1,832	23,592	13,399	13,008	391	2,584	5

注. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

(4) 年金額

平成22年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が40兆円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆4千億円、通算老齢年金が2兆8千億円、障害年金が1兆9千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成22年度末）

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	25,876,083	18,234,692	2,356,674	299,454	4,971,583	13,680
厚生年金基金代行分除く	24,347,439	16,807,270	2,255,452	・	・	・
旧法厚生年金保険	2,982,072	1,984,961	349,397	71,511	563,100	13,104
厚生年金基金代行分除く	2,946,938	1,955,595	343,628	・	・	・
新法厚生年金保険	21,860,285	15,456,708	1,978,568	218,474	4,206,535	・
(別掲)基礎年金	11,473,803	6,343,603	4,867,917	177,995	84,288	・
厚生年金基金代行分除く	20,366,775	14,058,652	1,883,114	・	・	・
旧法船員保険	107,555	72,649	1,748	3,779	29,110	269
旧共済組合	926,171	720,373	26,962	5,690	172,839	307
(別掲)基礎年金	79,612	77,901	1,043	590	78	・
国民年金計	18,535,161	16,656,641	239,427	1,523,178	115,915	・
旧法拠出制	1,208,730	884,775	239,427	74,986	9,542	・
新法基礎年金	17,326,431	15,771,866	・	1,448,192	106,374	・
(再掲)基礎のみ	5,312,457	4,027,634	・	1,253,908	30,915	・
福祉年金	2,071	2,071	・	・	・	・
共済組合	6,719,870	5,154,759	164,908	45,555	1,339,522	913
合計	51,133,186 [49,604,542]	40,048,162 [38,620,740]	2,761,009 [2,659,787]	1,868,187 [1,868,187]	6,427,021 [6,427,021]	14,593 [14,593]

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 年金総額には一部支給停止額を含む。
3. 「合計」の〔〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。（ただし、旧農林共済組合に係る基礎年金額は除く。）
5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
6. 共済組合の総数には公務上・職務上を含む。
7. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成22年度末における公的年金受給者の年金総額は51兆1千億円であり、前年度末と比べると9千億円増加している。

平成22年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が18兆5千億円、厚生年金保険が25兆9千億円、共済組合が6兆7千億円、福祉年金が21億円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金	総数 / 国民所得
平成12年度	388,411 [378,421]	115,706	211,018 [201,029]	61,123	563	%
13	401,904 [390,524]	123,155	216,428 [205,049]	61,879	442	11.0
14	421,316 [408,390]	130,886	227,491 [214,565]	62,603	337	11.6
15	434,056 [421,206]	136,701	233,971 [221,122]	63,130	254	11.8
16	442,774 [431,128]	143,156	236,195 [224,549]	63,233	190	12.0
17	455,700 [444,658]	150,681	240,934 [229,892]	63,947	138	12.2
18	465,444 [453,682]	158,168	242,932 [231,170]	64,245	98	12.3
19	474,395 [462,040]	165,637	244,254 [231,898]	64,436	69	12.4
20	488,658 [475,392]	173,646	249,461 [236,195]	65,504	47	13.8
21	502,554 [488,159]	180,421	255,333 [240,939]	66,768	32	14.7
22	511,332 [496,045]	185,352	258,761 [243,474]	67,199	21	14.6

- 注1. 〔〕内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
2. 共済組合の数値には、公務上・職務上を含む。
3. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
4. 国民所得は、国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成22年度末における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が15万3千円、国民年金が5万5千円、共済組合が16万6千円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者1人当たりの平均年金月額（平成22年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	153,344	55,500	105,559	88,607	21,998
厚生年金基金代行分除く	144,467	54,723	105,559	88,607	21,998
旧法厚生年金保険	151,408	32,768	99,587	87,465	22,052
厚生年金基金代行分除く	149,168	32,227	99,587	87,465	22,052
新法厚生年金保険	152,784	57,878	106,377	88,098	・
（再掲）基礎年金	44,458	41,152	47,758	1,731	・
厚生年金基金代行分除く	142,985	57,071	106,377	88,098	・
基礎あり	168,875	71,954	132,758	151,483	・
（再掲）基礎年金	59,362	55,459	72,524	84,399	・
旧法船員保険	240,261	30,778	174,293	130,483	21,310
旧共済組合	170,222	23,738	101,521	102,055	20,451
旧法	200,006	40,063	134,414	100,669	20,451
新法	140,221	22,104	74,414	102,740	・
（再掲）基礎年金	33,343	972	17,406	69	・
基礎あり	176,247	102,762	141,189	172,164	・
（再掲）基礎年金	62,599	56,203	70,371	86,857	・
国民年金計	54,596	18,432	73,936	80,781	・
旧法拠出制	40,237	18,432	74,404	38,725	・
新法基礎年金	55,711	・	73,912	89,499	・
（再掲）基礎のみ	51,963	・	74,172	86,496	・
福祉年金	33,817	・	・	・	・
共済組合	166,219	24,734	105,785	121,845	25,958

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。（ただし、旧農林共済分に係る基礎年金額は含まない。）

3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）

4. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分を除く。）

5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。

6. 共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。

7. 共済組合の平均年金月額には職域加算分を含む。

8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

① 事業所数

平成22年度末の適用事業所数は174万9千事業所で、前年度末に比べて5千事業所の減少となっている。そのうち、平成22年度末の船舶所有者数は4,786で、前年度末に比べて163減少しており、船舶所有者数は年々減少している。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は11万で、前年度末に比べて3千か所の減少となっている（表9）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数				厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成12年度	1,680	1,547	127	6.3	1,498	1,379	119	176	168	8.0
13	1,658	1,529	123	6.1	1,482	1,367	115	170	162	7.7
14	1,635	1,510	119	5.9	1,472	1,360	112	157	150	7.2
15	1,624	1,501	116	5.7	1,476	1,366	110	142	135	6.6
16	1,632	1,511	115	5.5	1,492	1,383	109	134	128	6.2
17	1,648	1,528	114	5.4	1,515	1,406	108	128	122	5.8
18	1,681	1,595	81	5.3	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,661	87	4.8	1,632	1,548	84	112	109	2.9

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成22年度末は、287事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

平成22年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,441万人で、前年度末に比べて16万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,224万人、女子が1,217万人となっている。前年度末と比べると、男子が5万人増加、女子が12万人増加している（表10、図3）。

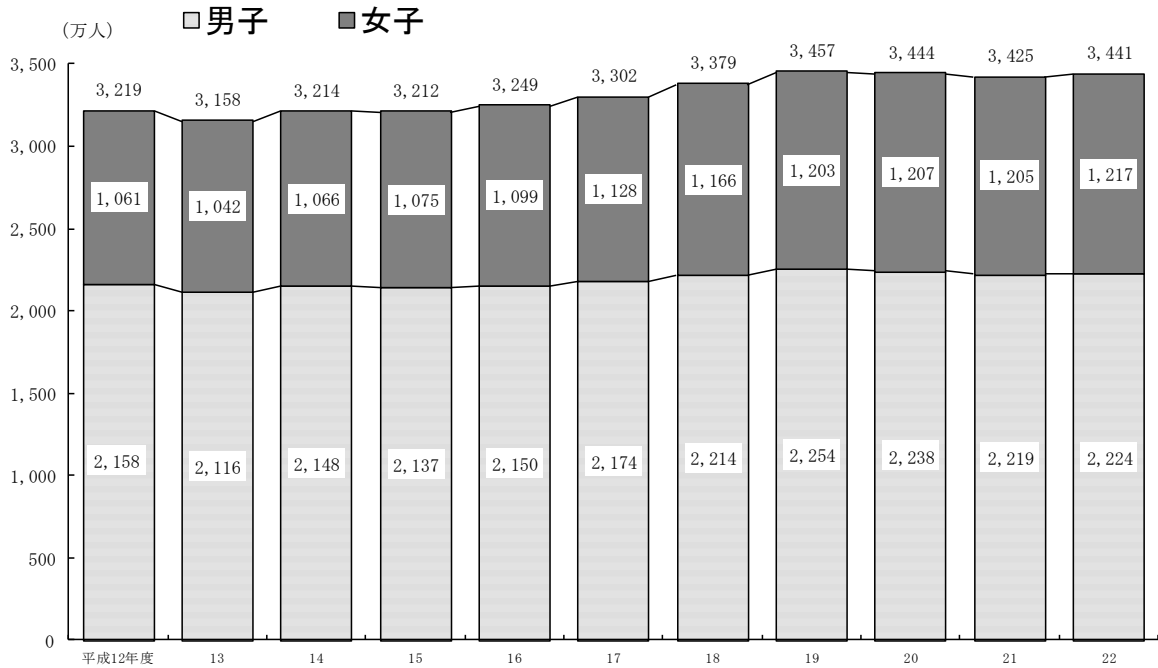
育児休業期間中の保険料免除者数は、平成22年度末現在で18万人となっている。前年度末と比べると2万人増加している。

表10 厚生年金保険 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数	男 子				女 子	育児休業 保険料免除者
			(再掲) 一般男子	(再掲) 坑内員	(再掲) 船員		
平成12年度	32,192	21,584	21,508	2.7	74	10,608	57
13	31,576	21,157	21,087	0.9	69	10,419	61
14	32,144	21,482	21,414	0.9	66	10,663	67
15	32,121	21,368	21,305	0.9	63	10,753	72
16	32,491	21,504	21,442	0.9	61	10,987	78
17	33,022	21,740	21,679	0.8	60	11,282	97
18	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	111
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	129
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	145
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	180

図3 厚生年金保険 被保険者数の推移



注. 男子には坑内員・船員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

平成22年度末の厚生年金基金の加入者数は443万人で前年度末に比べて10万人減少している。また、厚生年金基金加入者は全被保険者数の12.9%を占めている（表11）。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合 %
	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	
平成12年度	20,787	13,204	7,507	11,405	8,304	3,101	35.4
13	20,698	13,141	7,487	10,878	7,946	2,932	34.5
14	24,275	15,765	8,442	7,870	5,649	2,220	24.5
15	26,315	17,144	9,107	5,806	4,160	1,645	18.1
16	27,264	17,716	9,486	5,227	3,726	1,501	16.1
17	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9

④ 産業別・規模別適用状況

表12及び表13は平成22年9月1日現在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の18.8%）、建設業（同16.5%）、製造業（同15.6%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の25.3%）、卸売・小売業（同16.0%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数（平成22年9月1日現在の調査）

(単位：所)

産業大分類	2人以下	3・4人	5～		100～		500～		1000人以上	合計	割合(%)
			29人	99人	499人	999人					
農林水産業	6,751	3,806	7,391	739	138	8	4	18,837	1.1		
鉱業・採石業・砂利採取業	1,089	556	1,903	270	44	3	2	3,867	0.2		
建設業	110,572	58,926	109,802	8,374	1,521	156	121	289,472	16.5		
製造業	82,495	41,716	110,484	27,510	10,701	1,105	845	274,856	15.6		
電気・ガス・熱供給・水道業	11,078	3,321	5,928	968	372	33	38	21,738	1.2		
情報通信業	23,510	7,642	17,512	4,457	1,890	264	206	55,481	3.2		
運輸業・郵便業	23,800	8,363	31,523	9,860	3,382	317	267	77,512	4.4		
卸売・小売業	137,333	62,647	107,263	16,200	6,052	737	527	330,759	18.8		
金融・保険業	8,421	3,306	4,130	929	846	185	195	18,012	1.0		
不動産業・物品賃貸業	59,536	13,382	14,152	1,953	660	85	61	89,829	5.1		
学術研究・専門技術サービス業	49,601	20,800	32,480	3,591	1,143	118	58	107,791	6.1		
飲食店・宿泊業	23,591	10,791	18,343	2,982	1,008	120	75	56,910	3.2		
生活関連サービス業・娯楽業	19,933	8,211	16,958	3,817	1,082	97	52	50,150	2.9		
教育・学習支援業	8,993	3,280	8,236	1,403	340	67	32	22,351	1.3		
医療・福祉	26,586	23,808	68,651	15,207	6,685	479	175	141,591	8.0		
複合サービス事業	6,527	1,555	2,269	554	571	109	37	11,622	0.7		
サービス業務	77,208	30,134	55,700	8,860	3,268	409	293	175,872	10.0		
公	4,351	1,654	4,092	1,316	969	124	59	12,565	0.7		
合計	681,375	303,898	616,817	108,990	40,672	4,416	3,047	1,759,215	100.0		
割合(%)	38.7	17.3	35.1	6.2	2.3	0.3	0.2	100.0			

表13 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成22年9月1日現在の調査）

(単位：人)

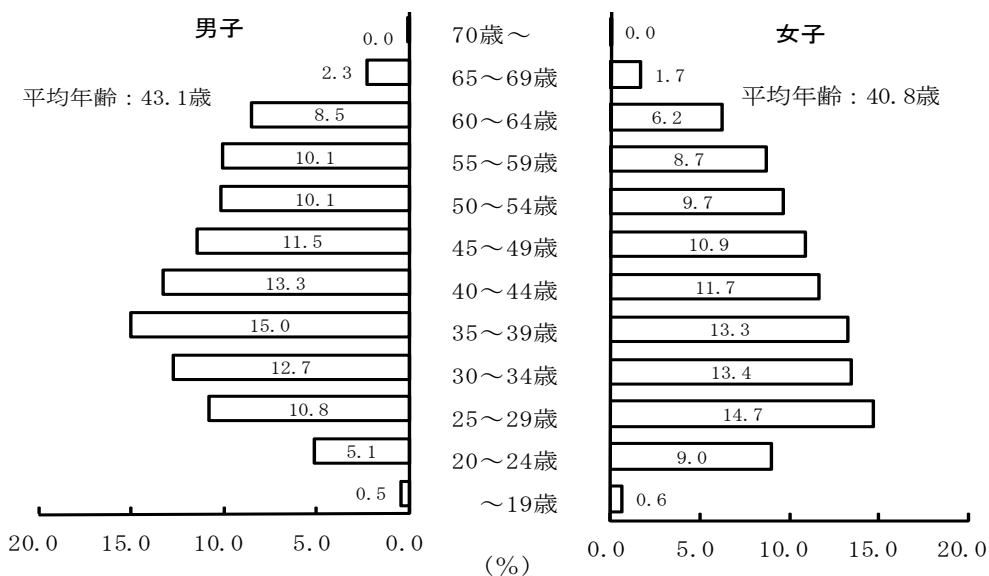
産業大分類	2人以下	3・4人	5～		100～		500～		1000人以上	合計	割合(%)
			29人	99人	499人	999人					
農林水産業	8,225	13,053	75,274	37,177	24,766	5,024	13,210	176,729	0.5		
鉱業・採石業・砂利採取業	1,137	1,923	22,644	13,058	9,553	2,586	7,776	58,677	0.2		
建設業	134,088	202,630	1,102,329	399,956	285,600	108,591	337,316	2,570,510	7.4		
製造業	94,140	143,579	1,300,494	1,438,767	2,124,256	757,592	2,910,485	8,769,313	25.3		
電気・ガス・熱供給・水道業	7,545	11,355	63,790	50,590	74,923	21,938	231,277	461,418	1.3		
情報通信業	24,189	26,317	203,668	235,472	375,135	180,428	572,788	1,617,997	4.7		
運輸業・郵便業	19,030	28,977	404,100	515,221	653,954	219,229	962,747	2,803,258	8.1		
卸売・小売業	161,337	214,382	1,130,888	834,795	1,221,896	510,155	1,462,319	5,535,772	16.0		
金融・保険業	9,664	11,261	42,549	50,874	199,120	128,750	737,316	1,179,534	3.4		
不動産業・物品賃貸業	65,381	45,012	141,703	99,033	130,188	58,272	129,152	668,741	1.9		
学術研究・専門技術サービス業	61,300	71,029	326,231	183,804	225,389	79,886	127,617	1,075,256	3.1		
飲食店・宿泊業	27,657	36,967	198,243	152,862	199,635	81,072	195,912	892,348	2.6		
生活関連サービス業・娯楽業	21,910	28,142	190,091	195,410	210,127	65,591	123,923	835,194	2.4		
教育・学習支援業	10,173	11,160	100,596	67,584	69,794	45,755	144,036	449,098	1.3		
医療・福祉	33,075	83,439	758,744	835,305	1,325,160	321,034	320,397	3,677,154	10.6		
複合サービス事業	6,796	5,254	24,440	31,198	145,197	72,397	74,805	360,087	1.0		
サービス業務	83,856	103,377	585,457	456,810	669,661	283,331	811,102	2,993,594	8.6		
公	4,666	5,664	48,240	71,545	209,563	82,415	97,789	519,882	1.5		
合計	774,169	1,043,521	6,719,481	5,669,461	8,153,917	3,024,046	9,259,967	34,644,562	100.0		
割合(%)	2.2	3.0	19.4	16.4	23.5	8.7	26.7	100.0			

⑤ 年齢構成

被保険者の年齢構成（平成22年度末）を男女別にみると、男子では35～39歳が15.0%と男子計に対する割合が最も高くなっている。また、女子については25～29歳が14.7%と女子計に対する割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成22年度末で、男子が43.1歳、女子が40.8歳となっており、前年度末に比べ男女共にやや高くなっている（図4）。

図4 厚生年金保険 被保険者の年齢構成（平成22年度末）



⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成22年度末の標準報酬月額の平均は30万6千円（うち男子が34万7千円、女子が23万円）であり、前年度末と比べて0.5%増加している。

一方、標準報酬月額の平成22年度の年度平均では、30万5千円（うち男子34万6千円、女子22万9千円）であり、前年度に比べて0.5%減少している（表14）。

表14 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成18年度	312,703	357,590	227,439	312,263	357,194	226,956
	19	312,258	356,657	229,030	311,600	356,104	228,232
	20	312,813	356,961	230,952	311,619	355,720	229,917
	21	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
伸び率 (%)	平成18年度	△ 0.2	△ 0.1	0.4	△ 0.1	△ 0.1	0.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	△ 0.2	△ 0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	0.0	△ 0.1	0.7
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

注2. 標準報酬月額の平均の年度平均は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回あたりの平均は、平成22年度で42万3千円（うち男子が49万2千円、女子が28万8千円）であり、前年度に比べて1.1%増加している。

一人当たりの標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成22年度で430万6千円（うち男子492万7千円、女子317万4千円）である。標準賞与額は増加したものの標準報酬月額が低下したため、一人当たりの標準報酬額は前年度に比べ0.1%減少している（表15）。

表15 厚生年金保険 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

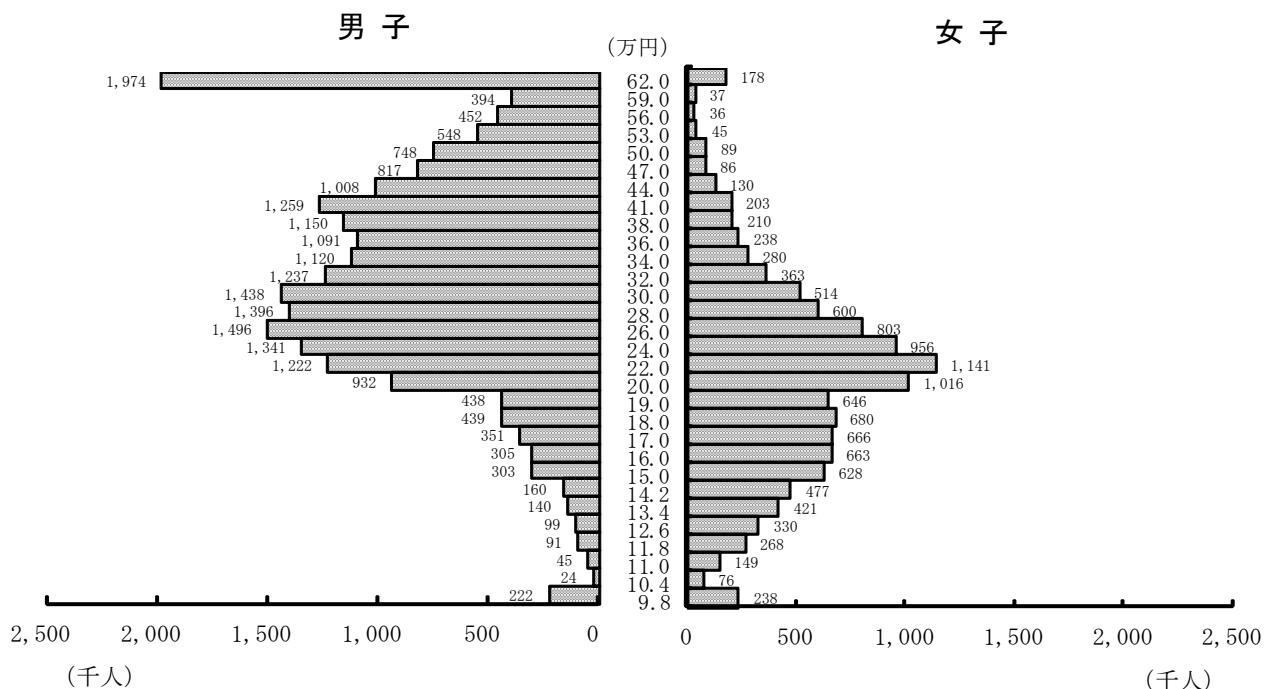
		標準賞与額1回当たりの平均 (年度累計)			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成18年度	458,369	534,359	298,763	4,486,187	5,177,398	3,173,831
	19	459,726	536,151	300,677	4,469,524	5,155,647	3,184,220
	20	455,546	531,060	300,351	4,449,722	5,126,322	3,196,260
	21	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
伸び率 (%)	平成18年度	1.3	1.3	1.4	△ 0.1	△ 0.0	0.2
	19	0.3	0.3	0.6	△ 0.4	△ 0.4	0.3
	20	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	0.4
	21	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図5は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が197万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が114万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成22年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成22年度末における厚生年金保険の受給者数は2,943万人で、内訳は旧法厚生年金保険が263万人、旧法船員保険が5万人、新法厚生年金保険が2,612万人、旧共済組合が64万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,340万人（全受給者数の45.5%）、通算老齢年金が1,085万人（同36.9%）、障害年金が38万人（同1.3%）、遺族年金が476万人（同16.2%）、通算遺族年金が5万人（同0.2%）となっている。

また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、平成22年度末で1,651万人（老齢相当891万人、通老相当732万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は、20万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は、8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険 受給者数（平成22年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険			旧共済組合		
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%		
老 齢 年 金	13,399	45.5	1,093	3.7	25	0.1	11,891	(8,905)	40.4	391	(104)	1.3
通算老齢年金	10,849	36.9	889	3.0	5	0.0	9,858	(7,315)	33.5	98	(2)	0.3
障 害 年 金	377	1.3	60	0.2	2	0.0	311	(205)	1.1	5	(1)	0.0
遺 族 年 金	4,755	16.2	536	1.8	19	0.1	4,059	(83)	13.8	141	(0)	0.5
通算遺族年金	52	0.2	50	0.2	1	0.0	・	・	・	1	・	0.0
合 計	29,433	100.0	2,627	8.9	51	0.2	26,118	(16,508)	88.7	637	(106)	2.2

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. () 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

受給者数の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が51万人、通算老齢年金が63万人、障害年金が1万2千人、遺族給付が14万人の増加となっている（表17、図6）。

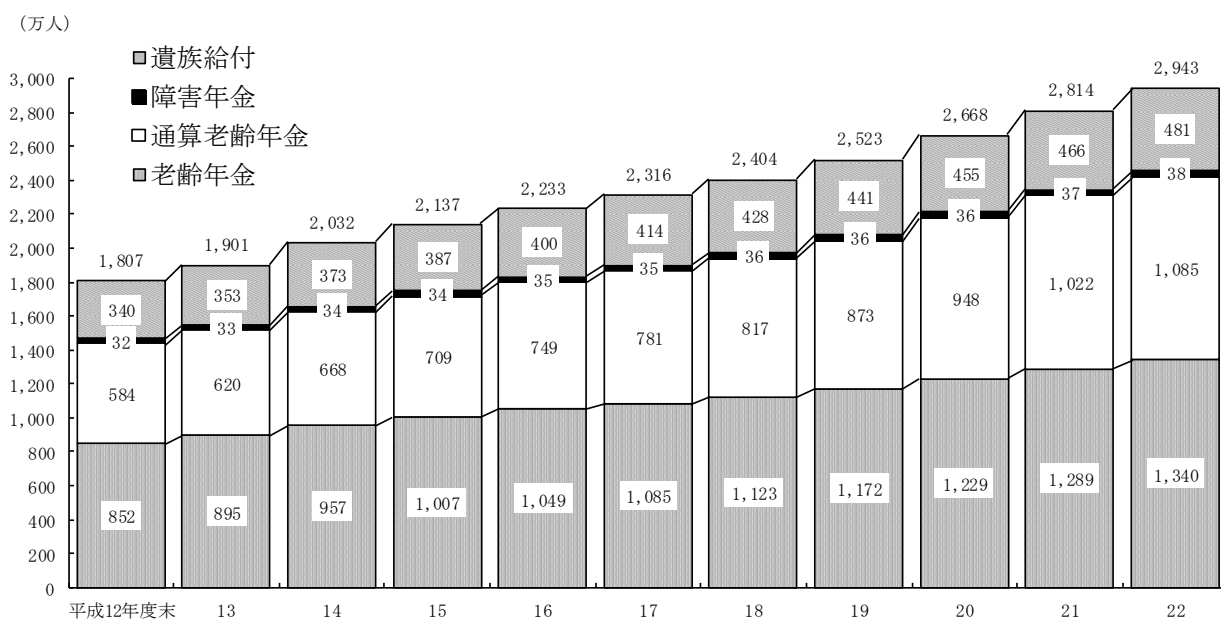
表17 厚生年金保険 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成12年度	18,074	8,519	5,840	319	3,395
13	19,005	8,951	6,201	325	3,528
14	20,315	9,571	6,677	336	3,731
15	21,369	10,074	7,086	341	3,868
16	22,334	10,490	7,492	348	4,003
17	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
3. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

図6 厚生年金保険 受給者数の推移



厚生年金保険の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が12万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が9万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が2千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が65万人、通老相当が72万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成12年度	8,519	5,840	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3
13	8,951	6,201	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3
14	9,571	6,677	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111
15	10,074	7,086	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109
16	10,490	7,492	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108
17	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。

2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。

3. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

② 受給権者数

平成22年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,198万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,441万人、通算老齢年金が1,186万人、障害年金が54万人、遺族給付が517万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成12年度	19,529	9,014	6,352	425	3,737
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

3. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成22年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は297万人となっており、前年度末に比べ24万人（8.9%）の増加となっている（表20）。

表20 厚生年金保険 在職者にかかる老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成18年度	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

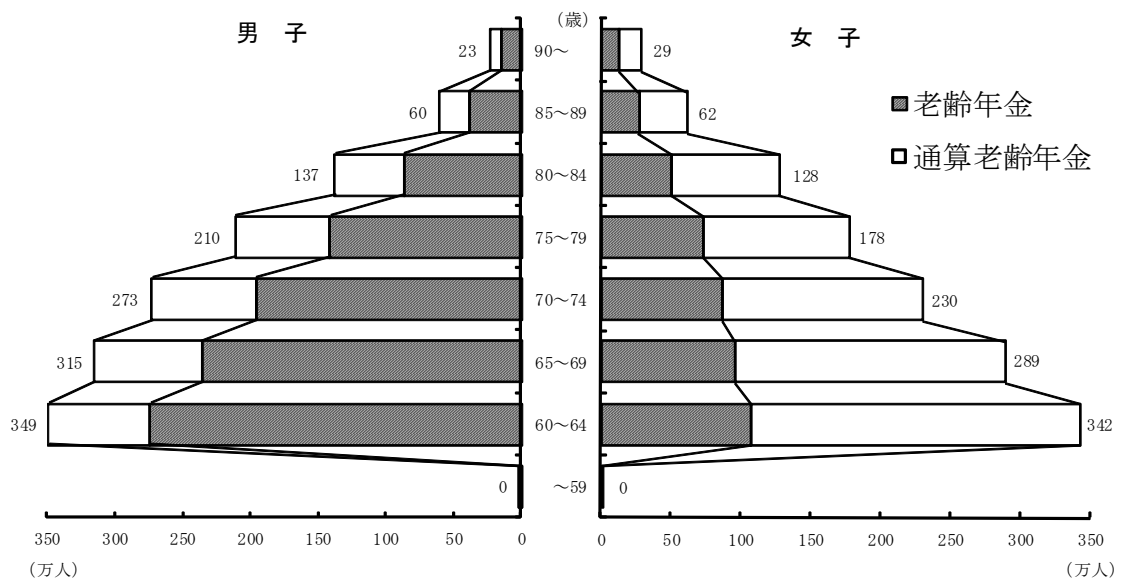
である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. () 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く。）である。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図7は平成22年度末の厚生年金保険の老齢給付の受給権者2,627万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に60～64歳が最も多い（男子は349万人、女子は342万人）。

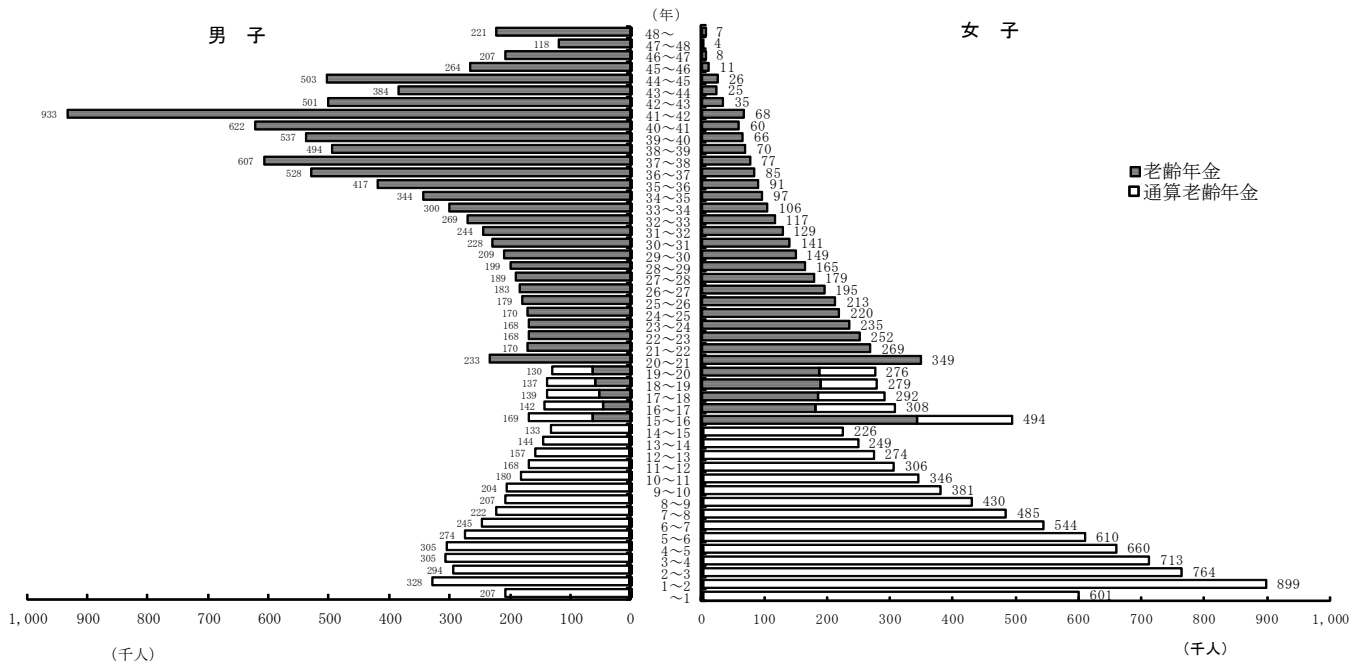
図7 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成22年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成22年度末の厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると図8のとおりである。男子では41年以上42年未満が最も多く（93万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（90万人）なっている。

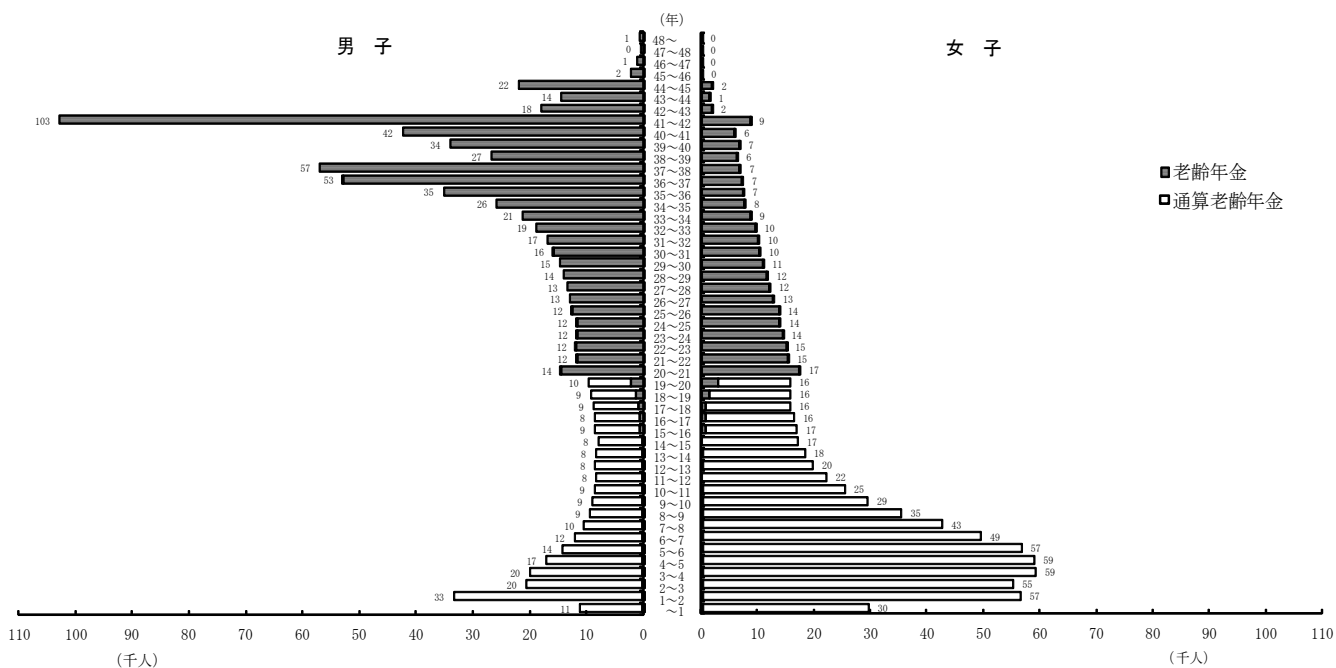
図8 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成22年度末）



平成22年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると図9のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（10万人）、女子では3年以上4年未満が最も多く（6万人）なっている。

図9 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成22年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成22年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は25兆8,761億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆2,347億円で年金総額の70.5%を占めており、通算老齢年金が2兆3,567億円（年金総額の9.1%）、障害年金が2,995億円（同1.2%）、遺族年金が4兆9,716億円（同19.2%）、通算遺族年金が137億円（同0.1%）となっている（表21）。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額（平成22年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	182,347	70.5	19,850	7.7	726	0.3	154,567	59.7	7,204	2.8
通算老齢年金	23,567	9.1	3,494	1.4	17	0.0	19,786	7.6	270	0.1
障 害 年 金	2,995	1.2	715	0.3	38	0.0	2,185	0.8	57	0.0
遺 族 年 金	49,716	19.2	5,631	2.2	291	0.1	42,065	16.3	1,728	0.7
通算遺族年金	137	0.1	131	0.1	3	0.0	・	・	3	0.0
合 計	258,761	100.0	29,821	11.5	1,076	0.4	218,603	84.5	9,262	3.6

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。
新法退職共済年金についても同様。

2. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が1,132億円増加、通算老齢年金が734億円増加、障害年金が49億円増加、遺族給付が1,513億円増加となっている（表22、図10）。

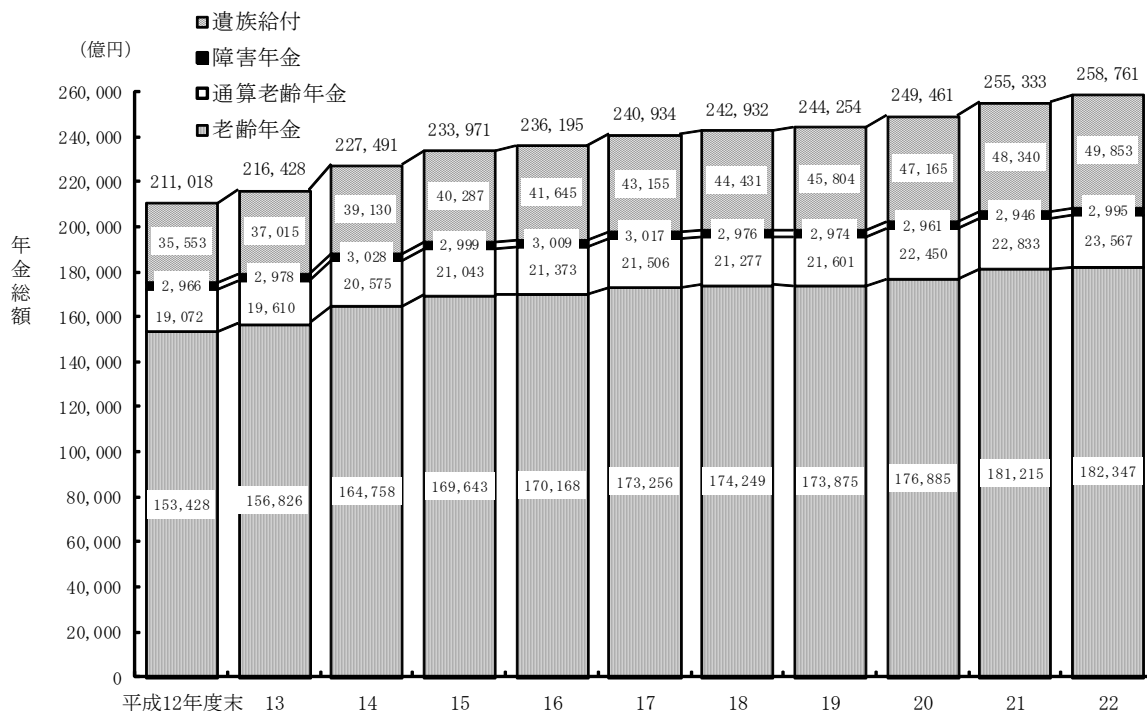
表22 厚生年金保険 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	遺 族 給 付
平成12年度	211,018	(201,029)	153,428	(144,024)	19,072	(18,486)	2,966	35,553
13	216,428	(205,049)	156,826	(146,096)	19,610	(18,961)	2,978	37,015
14	227,491	(214,565)	164,758	(152,544)	20,575	(19,863)	3,028	39,130
15	233,971	(221,122)	169,643	(157,540)	21,043	(20,296)	2,999	40,287
16	236,195	(224,549)	170,168	(159,275)	21,373	(20,620)	3,009	41,645
17	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
4. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

図10 厚生年金保険 受給者年金総額の推移



注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

厚生年金保険の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2,337億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が375億円、旧法船員保険の老齢年金が70億円、旧法船員保険の通算老齢年金が2億円、旧共済組合の退職年金が485億円、通算退職年金が11億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が4,023億円、通老相当が1,123億円の増加となっている（表23）。

表23 厚生年金保険 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成12年度	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	44,120 (43,262)	7,206 (7,076)	1,432	45	98,327 (89,781)	11,798 (11,343)	9,548	22
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。
 注2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。
 注3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 注4. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

② 平均年金月額

平成22年度末における厚生年金保険の老齢給付1人当たりの平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万3千円、通算老齢年金が5万6千円となっている（表24）。

表24 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)基礎または定額あり		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		(再掲)基礎または定額あり	(再掲)基礎及び定額なし			
平成18年度	165,211	171,523	83,194	57,277	105,475	89,276
19	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
 注3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 注4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
 注5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度は61歳までと62歳以降で、平成19年度から平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られ、平成22年度においては63歳で10万7千円、64歳で17万8千円となっている（表25）。

表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者（男子）の状況

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。

新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度から平成20年度は60歳までと61歳以降で、平成21年度以降は61歳までと62歳以降で大きな違いが見られ、平成22年度においては61歳で4万7千円、62歳で9万8千円となっている（表26）。

表26 厚生年金保険 老齢年金受給権者（女子）の状況

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。

新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

表27は平成22年度末における老齢年金の受給権者の給付状況を示したものである。受給権者数は1,441万人、その平均年金月額が15万円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は56万人増加し、平均年金月額は3千円の減少となっている。

表27 厚生年金保険 老齢年金 受給権者数及び平均年金月額の推移

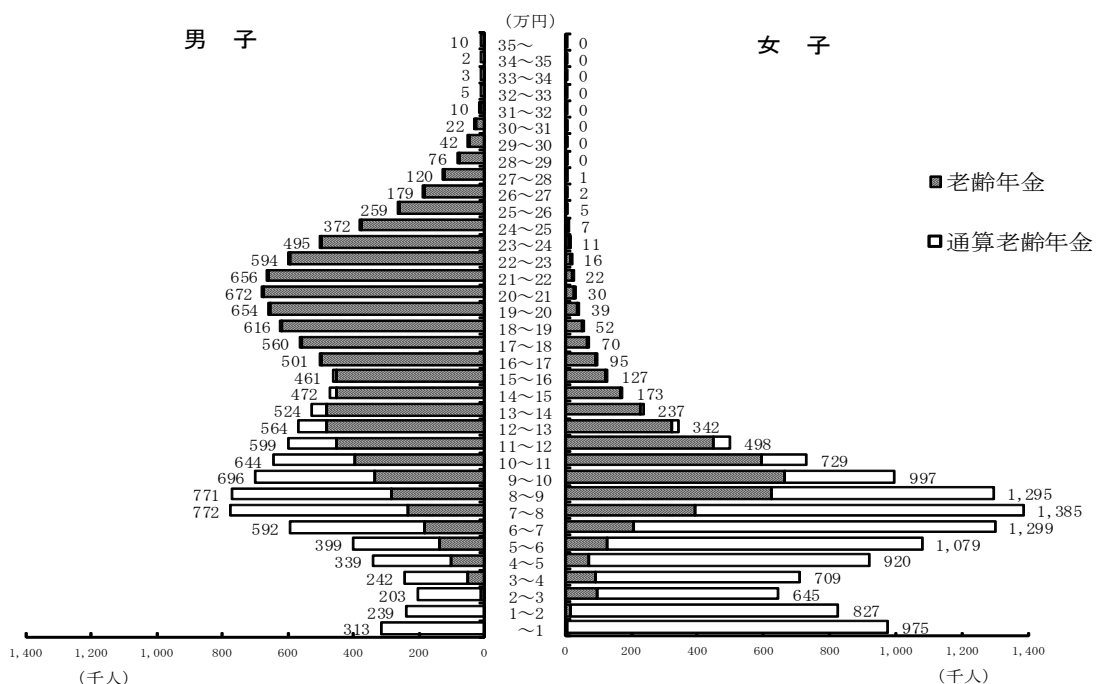
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成12年度	9,014	176 (166)	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205
13	9,486	173 (162)	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205
14	10,145	172 (160)	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185
15	10,690	169 (159)	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182
16	11,167	165 (156)	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179
17	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169

注1. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
 2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。
 3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。
 4. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成22年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図11である。男子は、通算老齢年金を中心に7万円台がピークとする山と老齢年金の20万円台をピークとする山に分かれているが、女子では7万円台がピークとなっている。

図11 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数 (平成22年度末)



注. 年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

平成22年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図12である。男子は、20～25万円が男子全体の28.2%を占めており、より詳細にみると20～21万円台をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が44.5%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円台をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

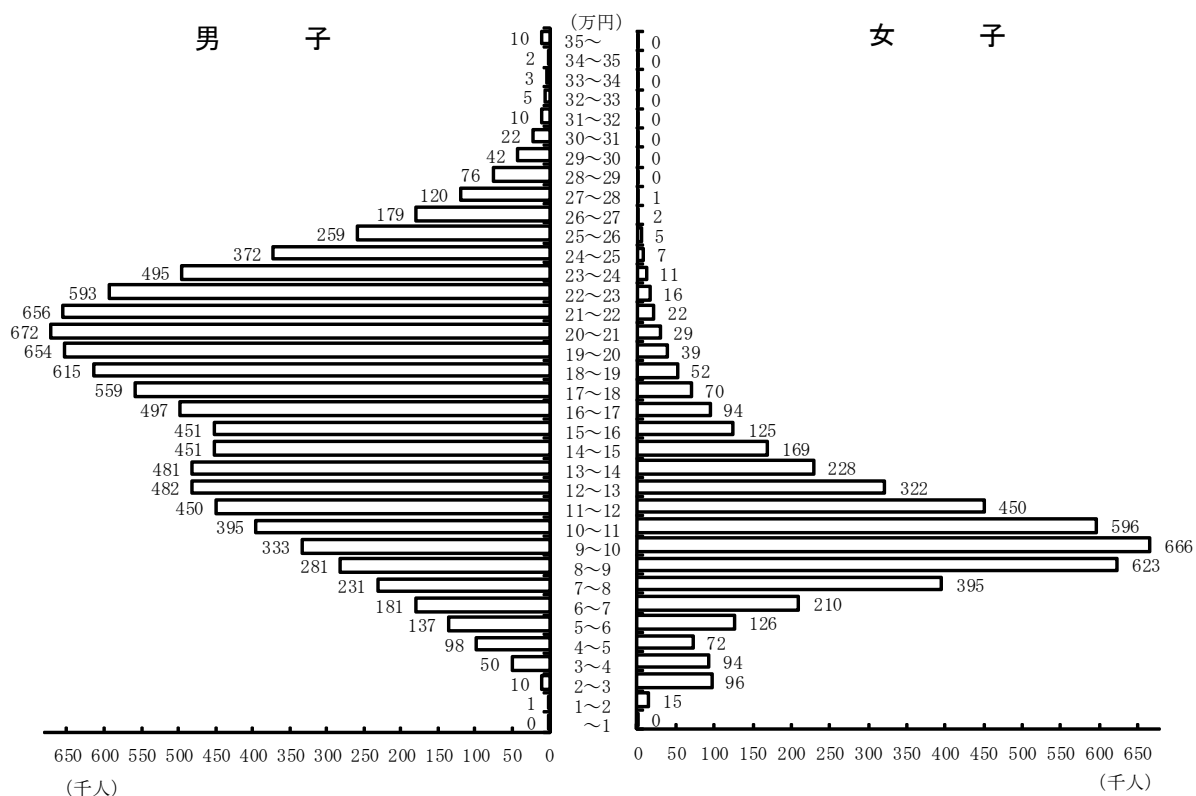
表28 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	14,413	100.0	9,874	100.0	4,539	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	436	3.0	159	1.6	278	6.1
5 ～ 10	3,184	22.1	1,163	11.8	2,021	44.5
10 ～ 15	4,025	27.9	2,259	22.9	1,766	38.9
15 ～ 20	3,156	21.9	2,776	28.1	381	8.4
20 ～ 25	2,874	19.9	2,788	28.2	86	1.9
25 ～ 30	685	4.8	677	6.9	8	0.2
30 ～	53	0.4	52	0.5	1	0.0
平均年金月額（円）	150,034		171,291		103,797	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図12 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度末）



平成22年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給権者の年金月額階級別の分布をみたものが表29、図13である。平成13年度から60歳前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられていることにより、男子は、月額5～10万円が46.7%を占めているが、より詳細にみると10～11万円台をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が61.9%を占めており、より詳細にみると2～3万円台をピークとして、年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

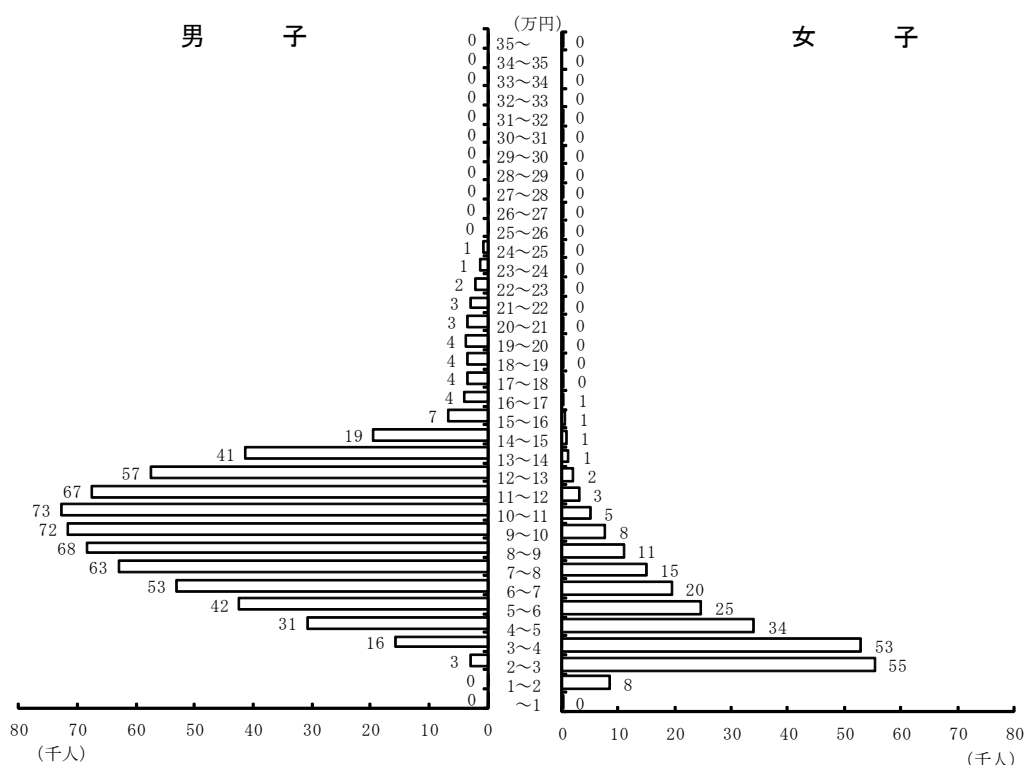
表29 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	884	100.0	640	100.0	244	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	201	22.7	50	7.8	151	61.9
5 ～ 10	377	42.6	299	46.7	78	32.0
10 ～ 15	271	30.7	259	40.4	13	5.2
15 ～ 20	23	2.7	21	3.3	2	0.8
20 ～ 25	11	1.2	11	1.7	0	0.1
25 ～ 30	1	0.1	1	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	84,339		97,453		50,009	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図13 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度新規裁定）



④ 雇用保険

平成22年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は7万8千人、支給停止年金総額は646億円、平均停止月額が6万9千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は35万人、支給停止年金総額は424億円、平均停止月額は1万円となっている（表30）。

表30 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

(失業給付)			(年度末現在)						
年度別	件数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成18年度	48,023	41,264	6,759	47,918,059	45,878,881	2,039,178	83,151	92,653	25,142
平成19年度	52,114	44,925	7,189	47,181,588	45,229,829	1,951,759	75,446	83,899	22,624
平成20年度	63,126	54,301	8,825	57,613,569	55,217,083	2,396,486	76,056	84,739	22,630
平成21年度	87,002	74,276	12,726	76,455,793	73,458,830	2,996,963	73,232	82,417	19,625
平成22年度	78,311	65,135	13,176	64,592,274	61,471,216	3,121,058	68,735	78,646	19,740

(高年齢雇用継続給付)			(年度末現在)						
年度別	件数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成18年度	178,975	171,785	7,190	25,964,030	25,112,452	851,578	12,089	12,182	9,870
平成19年度	219,816	213,760	6,056	28,774,722	28,196,998	577,724	10,909	10,992	7,950
平成20年度	265,018	258,912	6,106	33,288,477	32,744,201	544,277	10,467	10,539	7,428
平成21年度	301,012	293,709	7,303	37,644,856	36,991,439	653,417	10,422	10,495	7,456
平成22年度	345,023	336,177	8,846	42,375,893	41,593,250	782,644	10,235	10,310	7,373

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表31は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数を示したものである。平成22年度に分割された件数は18,674件で、前年度と比べ3,670件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は392件で、前年度と比べ238件増加している。

表31 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数

	総 数			(参考) 離婚数
		離婚分割	3号分割のみ	
平成20年度	13,105 件	13,072 件	33 件	256,515 組
平成21年度	15,004 件	14,850 件	154 件	257,472 組
平成22年度	18,674 件	18,282 件	392 件	250,599 組

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金の分割を行うことをいう。
2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割を行うことをいう。
3. 上記、離婚分割の保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
4. 離婚数は、「人口動態統計速報（平成23年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図14は平成22年度における離婚分割改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）では45～49歳で、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）では40～44歳が最も多くなっている。

図14 離婚分割改定者 年齢構成（平成22年度）

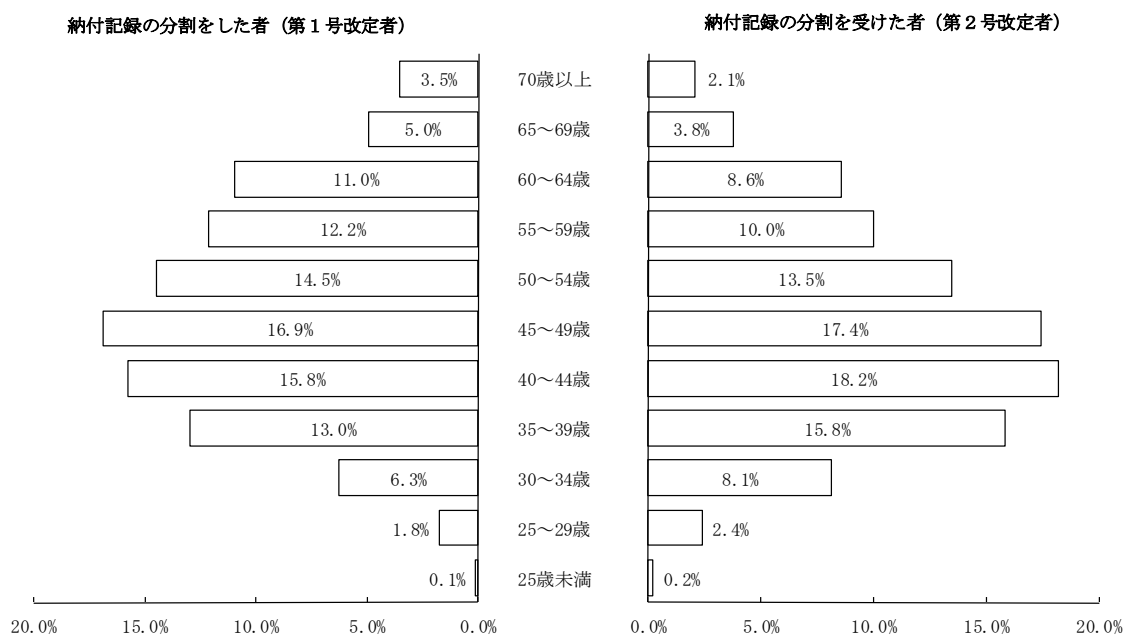


表32は離婚分割改定者の分割対象期間を期間別に示したものである。平成22年度では15～20年(17.5%)が最も多くなっている。

表32 離婚分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年～	
平成20年度		3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度		3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%
平成22年度		4.0%	12.7%	17.1%	17.5%	15.5%	12.9%	8.7%	6.8%	4.8%

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表33は離婚分割改定者の按分割合別状況を示したものである。按分割合は50%が94.5%を占めており、離婚分割の按分割合はほとんどの場合50%となっている。

表33 離婚分割改定者 按分割合別状況

按分割合	以上 未満	～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成20年度		0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%
平成21年度		0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	3.1%	94.0%
平成22年度		0.0%	0.1%	0.6%	1.7%	3.0%	94.5%

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表34は受給権者である離婚分割改定者の分割改定前後の平均年金月額状況を示したものである。平成22年度では第1号改定者においては改定前144,425円、改定後110,896円、第2号改定者においては改定前46,054円、改定後79,679円となっており、いずれも変動差は約3万4千円となっている。

表34 離婚分割改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成20年度	2,515	154,757	120,049	△ 34,708	1,813	48,712	82,966	34,254
平成21年度	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
平成22年度	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625

注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

2. 3号分割に係る改定額を含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

図15は平成22年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）及び納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）共に、35～39歳が最も多くなっている。

図15 3号分割のみ改定者 年齢別状況（平成22年度）

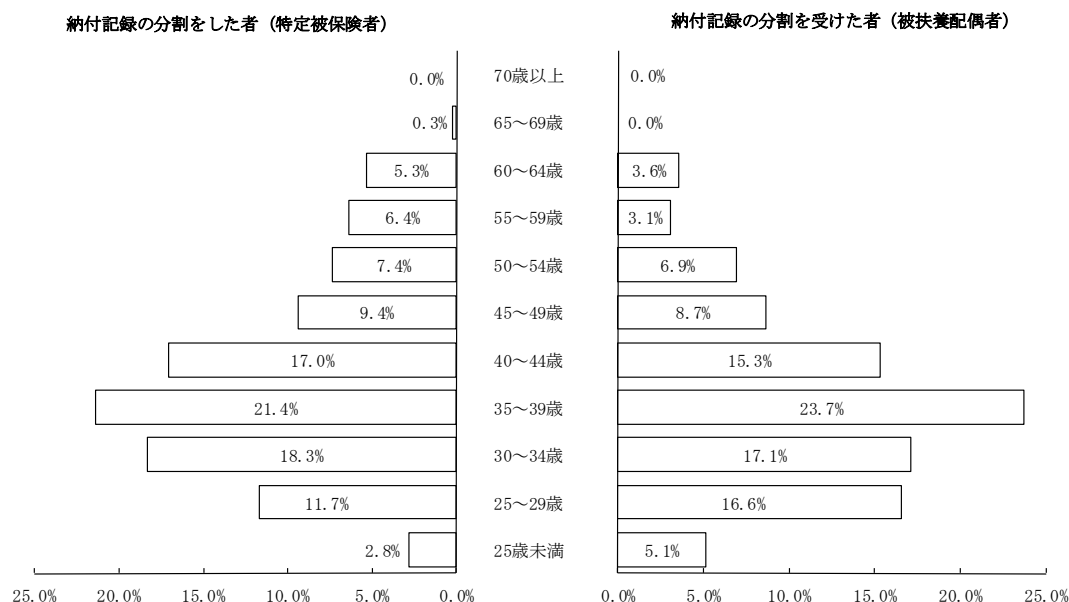


表35は3号分割のみ改定者の分割対象期間を期間別に示したものである。制度創設が平成20年度と日が浅いこともあり、平成22年度では2～3年（39.3%）が最も多くなっている。

表35 3号分割のみ改定者 年齢別状況（平成22年度）

分割対象期間	以上 未満	1年 ～2年	2年 ～3年
	～1年	～2年	～3年
平成20年度	100.0%		
平成21年度	35.7%	64.3%	
平成22年度	24.5%	36.2%	39.3%

表36は受給権者である3号分割のみ改定者の分割改定前後の平均年金月額状況を示したものである。平成22年度では男子においては改定前90,311円、改定後89,261円、女子においては改定前17,067円、改定後17,879円となっている。

表36 3号分割のみ改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(4) 収支状況

平成22年度決算における年金特別会計厚生年金勘定の収支状況を示したものが表37、図16である。

収入のうち、保険料収入は22兆7,252億円、国庫負担（一般会計からの受入）は8兆4,326億円であり、基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が31兆9,356億円、実質的な支出総額が37兆9,804億円となっており、収支差引残は6兆448億円の不足となっている。

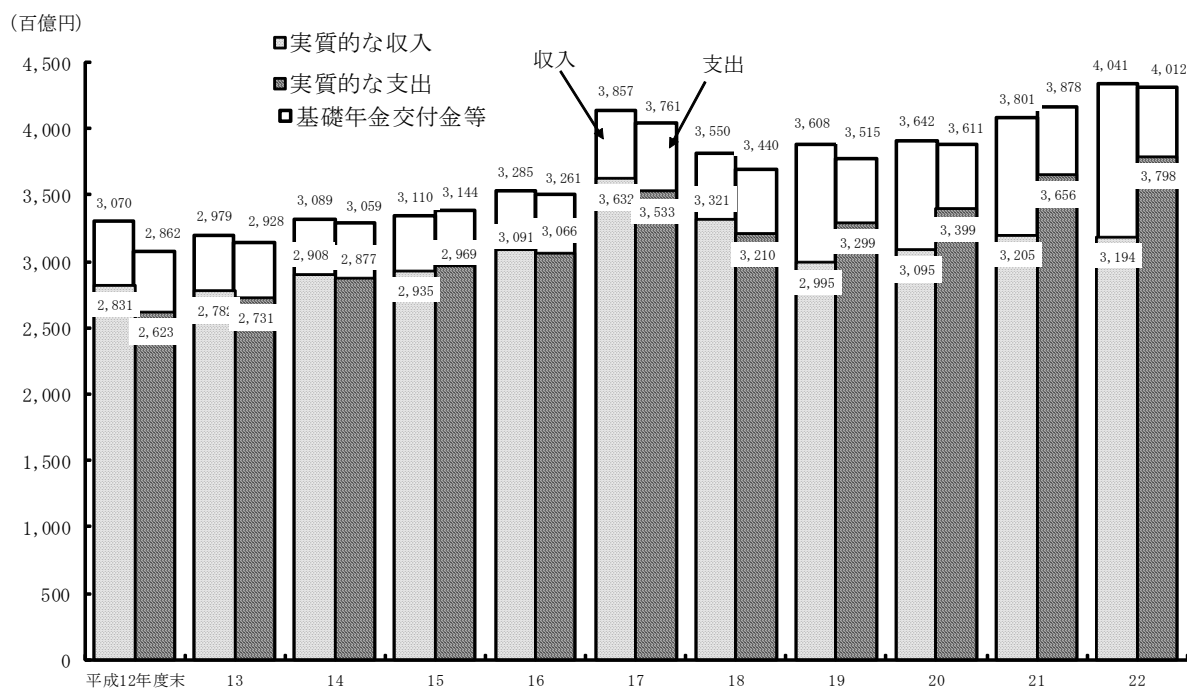
表37 厚生年金保険の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成18年度	297,954	209,835	48,285	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448

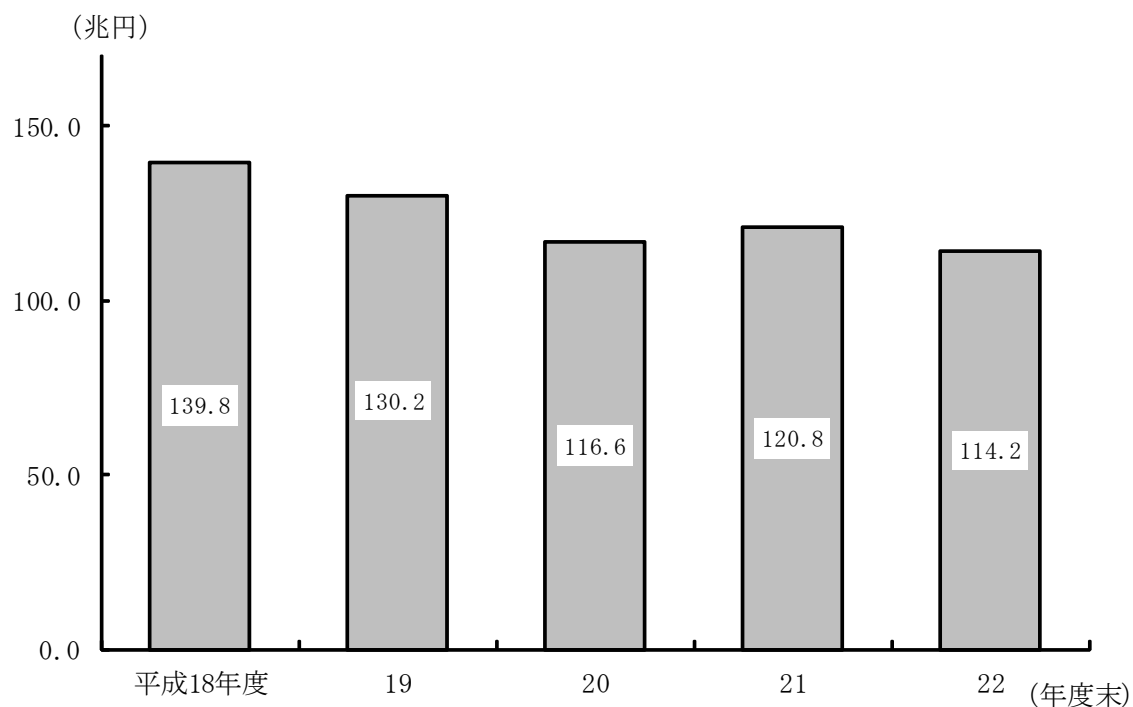
注．収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図16 厚生年金保険 収支状況の推移



平成22年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、114兆2千億円となり、前年度末から6兆6千億円の減少となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、厚生年金保険の実質的な収支状況における当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%である（出所：「平成22年度 年金積立金運用報告書」）。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

平成22年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,938万人（男子992万人、女子947万人）、第3号被保険者が1,005万人（男子11万人、女子993万人）となっている。

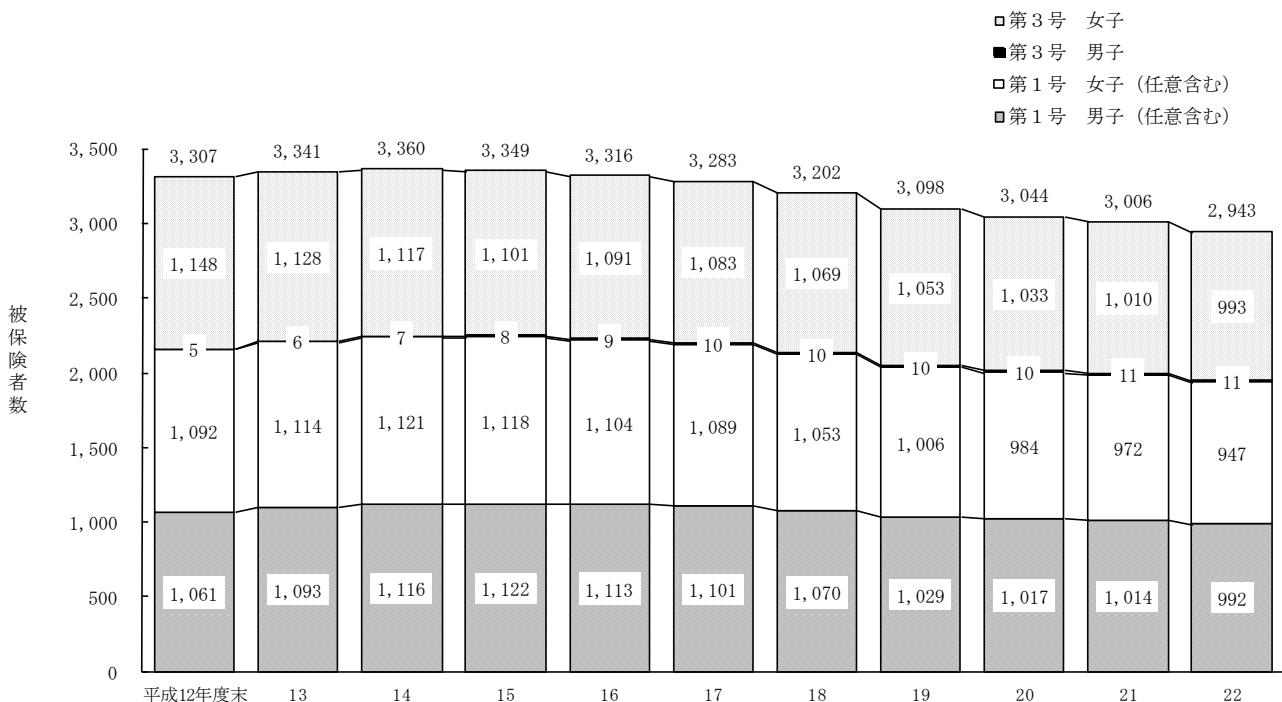
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は47万人、第3号被保険者は16万人の減少となっている（表38、図18）。

表38 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成12年度	21,537	10,614	10,923	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	22,074	10,932	11,141	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	22,368	11,156	11,212	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	22,400	11,217	11,183	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	22,170	11,133	11,036	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	21,903	11,010	10,893	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成22年度末における保険料全額免除者数は551万人（法定免除者数126人、申請全額免除者数221万人、学生納付特例者数166万人、若年納付猶予者数38万人）となり、第1号被保険者数（任意加入を含まない）に占める割合は29.0%（法定免除6.6%、申請全額免除11.6%、学生納付特例8.7%、若年者納付猶予2.0%）で、前年度末と比較して1.5ポイント上昇している。

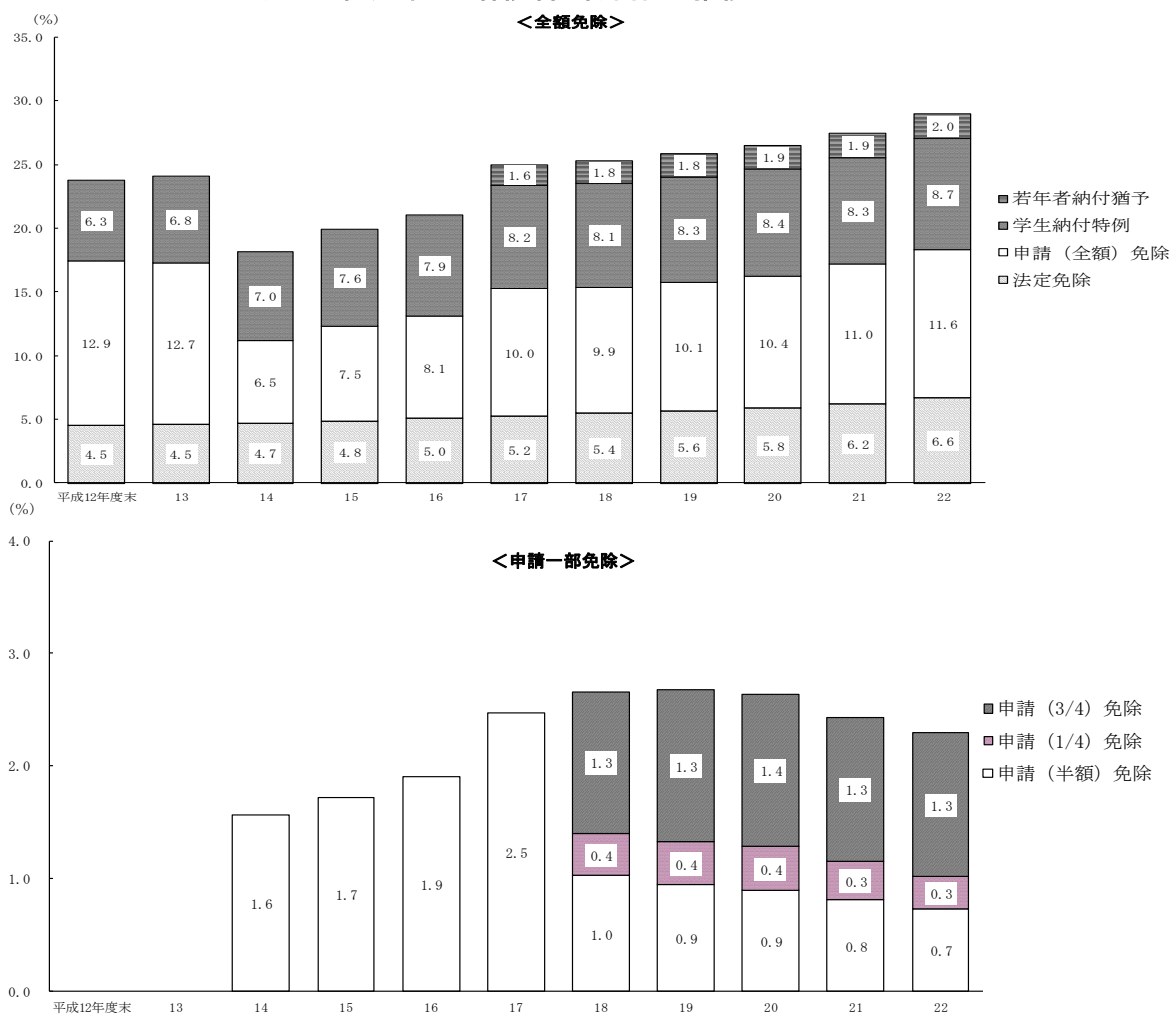
また、保険料申請一部免除者数は44万人で、前年度末に比べて4万人減少している。第1号被保険者数（任意加入を含まない）に占める割合は2.3%で、前年度末に比べて0.1ポイント低下している（表39、図19）。

表39 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

年度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合計	申請一部免除割合（%）			
												申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除	
平成12年度	5,045	957	2,741	1,348	・	17.4	4.5	12.9	6.3	・	・	・	・	・	
13	5,235	990	2,770	1,476	・	17.3	4.5	12.7	6.8	・	・	・	・	・	
14	4,002	1,028	1,437	1,537	・	11.2	4.7	6.5	7.0	344	1.6	・	344	・	
15	4,388	1,062	1,649	1,676	・	19.9	4.8	7.5	7.6	378	1.7	・	378	・	
16	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	414	1.9	・	414	・	
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	・	533	・
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56

注1. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合である。
 注2. 申請一部免除割合は、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成22年度の資格取得者は、全体の23.9%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多く、20歳到達による資格取得者は減少傾向にある(表40)

表40 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

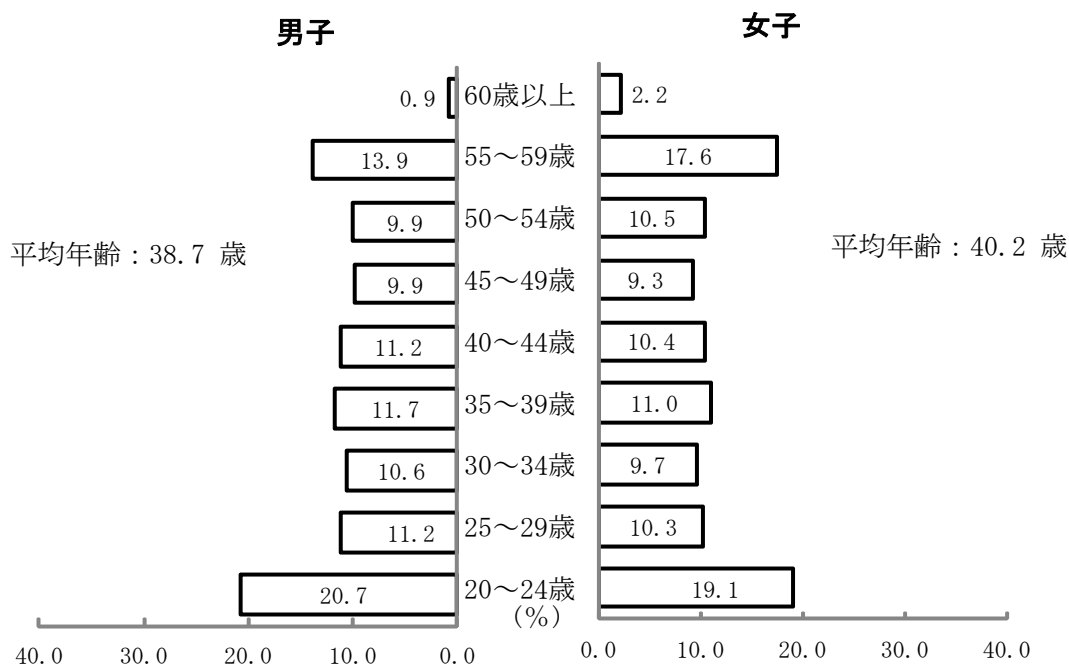
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成18年度	2,123	533	25.1	327	75	118	59	58
19	2,035	541	26.6	339	73	114	58	56
20	2,001	540	27.0	342	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50

注. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

③ 年齢構成

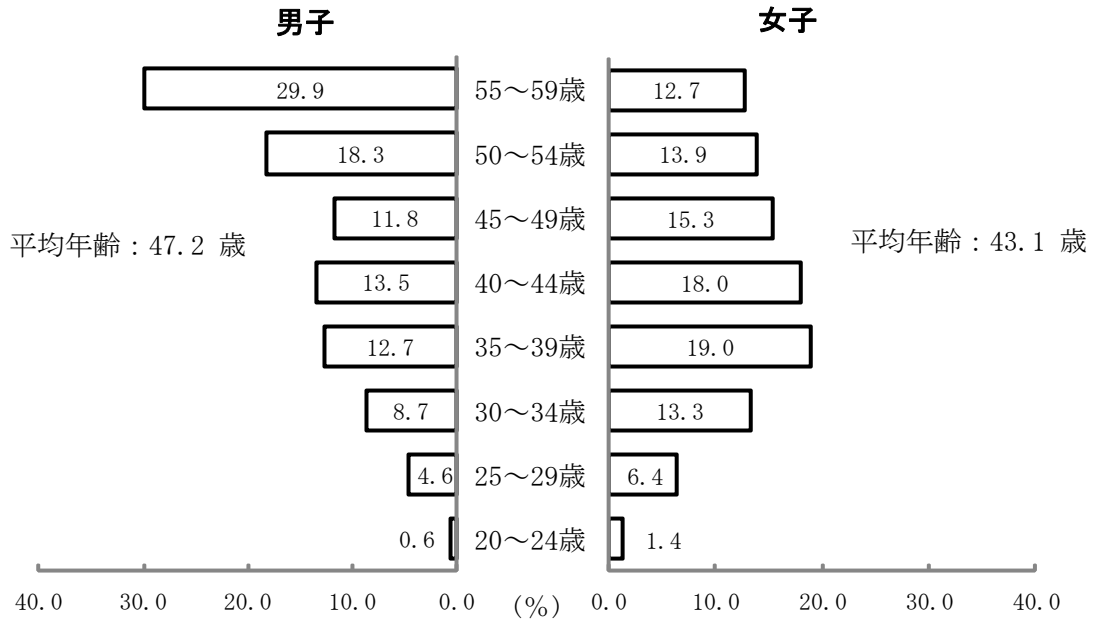
平成22年度末の国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)の年齢構成をみると、男女共に20~24歳の割合が最も高く、次いで55~59歳の割合が高くなっている。また、国民年金第3号被保険者では、男子は55~59歳、女子は35~39歳の割合が最も高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、前年度末に比べ男女共にやや低くなっている。(図20、図21)。

図20 国民年金 第1号被保険者の年齢構成(平成22年度末)



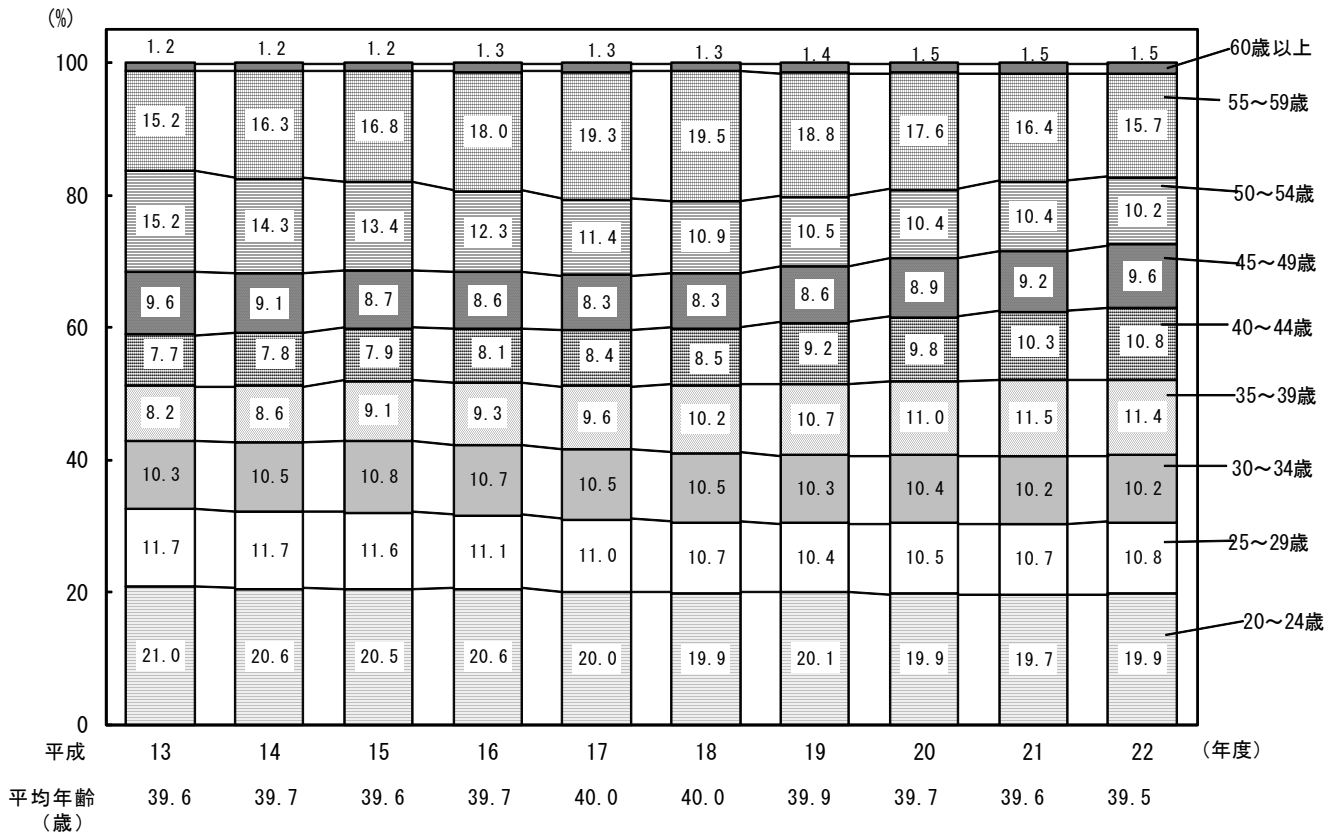
注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図21 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成22年度末）



第1号被保険者の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳が最も高く、次に55～59歳が高くなっている(図22)。

図22 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

④ 保険料の納付状況

平成22年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から629万月分（3.6%）の減少、納付月数が前年度に比べ488万月分（4.7%）の減少となった結果、納付率は59.3%となり、前年度の60.0%から0.7ポイントの低下となっている（表41、図23）。

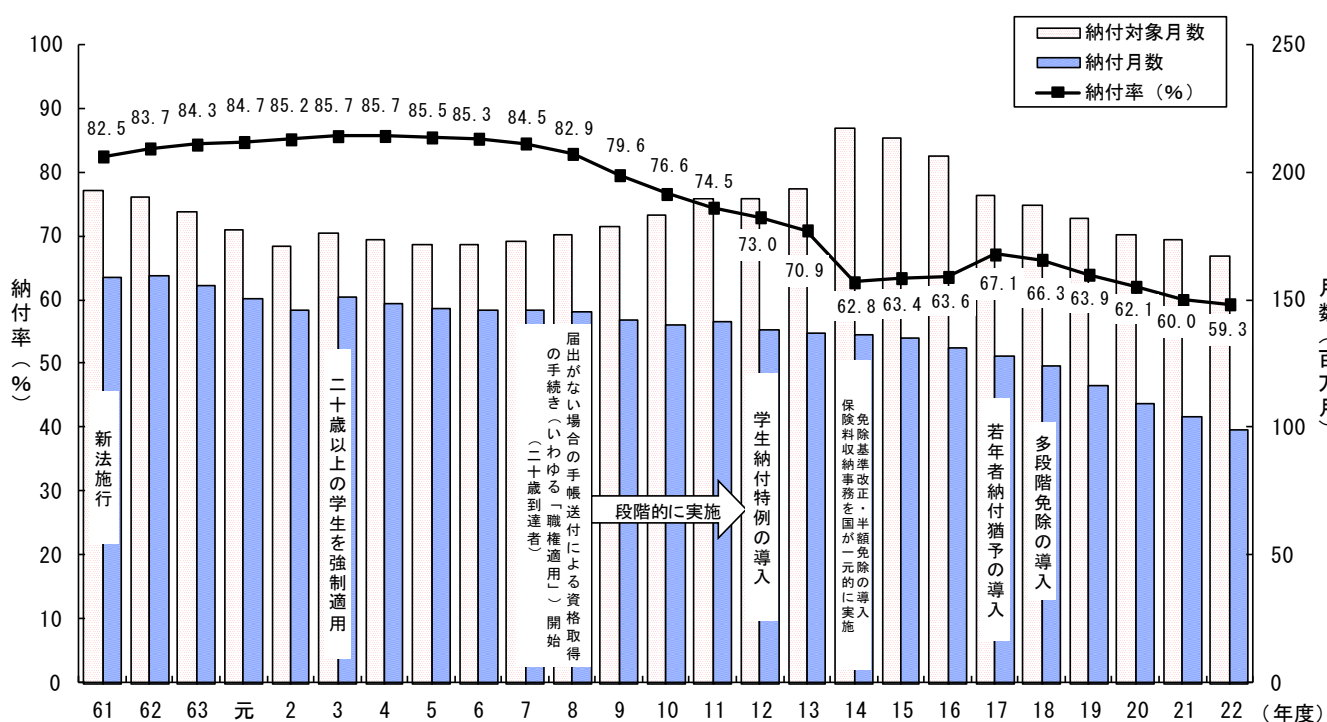
表41 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
納付対象月数	18,701 (△ 1.9)	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)
納付月数	12,396 (△ 3.1)	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)

(単位：万月)

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

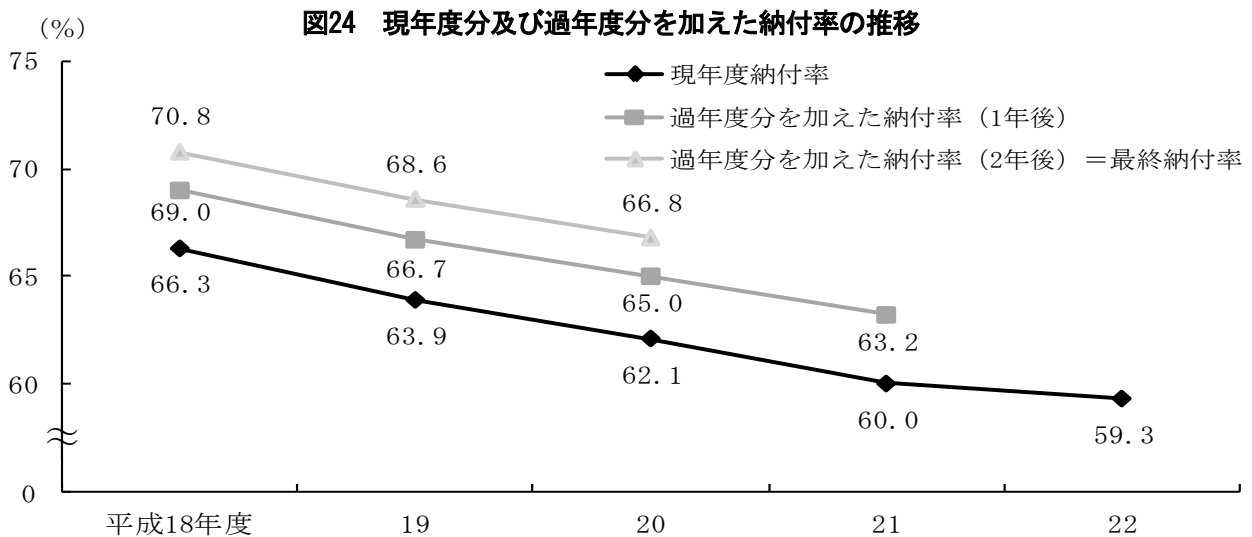
図23 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）



注. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

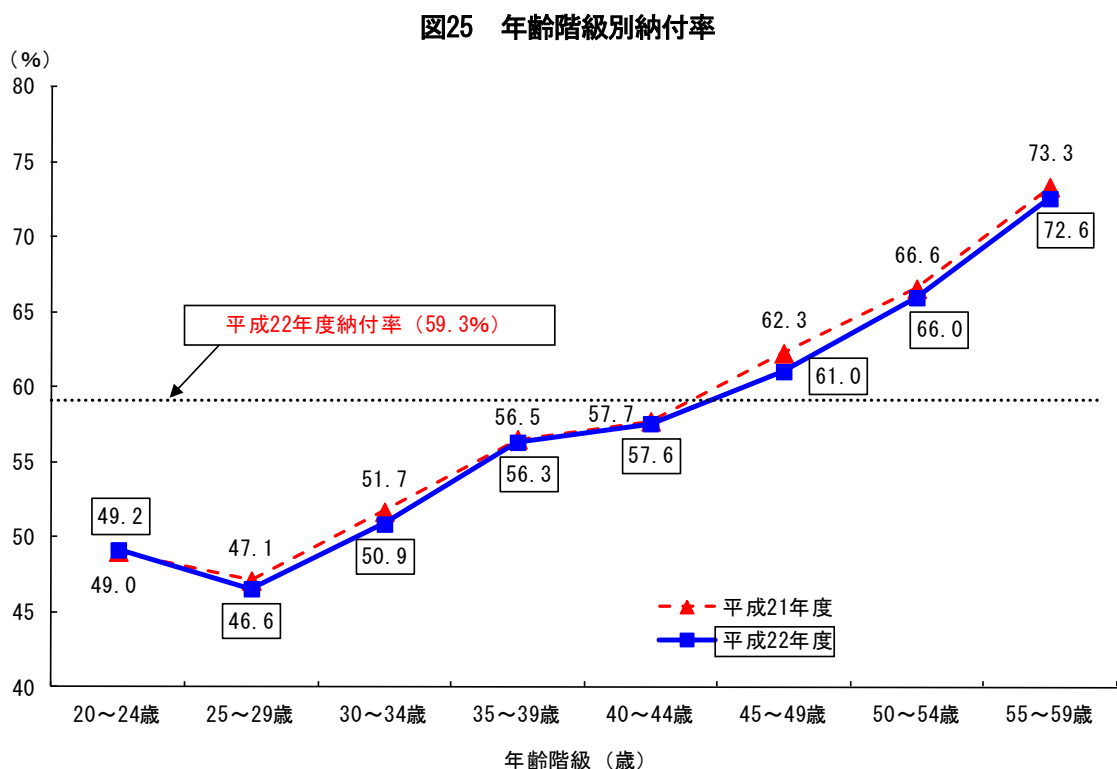
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成20年度分保険料については66.8%、平成21年度分保険料については63.2%となり、前年度末と比較してそれぞれ1.8ポイントの伸び、3.3ポイントの伸びとなっている（図24）。



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度納付率（1年後）」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

年齢階級別（20歳～59歳）に平成22年度の納付率を平成21年度と比較すると、20～24歳は納付率がやや上昇しているものの、それ以外の年齢階級においては、納付率が低下している（図25）。



⑤ 納付率の変化要因

平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、図26のとおりとなっている。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」の平成22年度の納付率は61.2%と前年度に比べて0.4ポイント上昇している。
- 「21年度は申請全額免除者で、22年度に納付対象月がある者」の納付率は24.5%、「21年度は学生納付特例者等で、22年度に納付対象月がある者」の納付率は40.3%であり、全体と比べて低い。
- 新規資格取得者についてみると、「3号から1号になった者」以外の納付率は全体と比べて低い。

図26 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成21年度の状況（納付率 60.0%）		平成22年度の状況（納付率 59.3%）	
1号資格喪失者	21年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 78.1% （納付対象月 414万月）	平成21年度のみ 納付対象月がある者	
	その他平成21年度中に資格喪失した者（21年度中に2号に移行した者等） 納付率 58.1% （納付対象月 1,292万月）		
21年度は納付対象月があり、22年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 24.0% （納付対象月 177万月） 学生納付特例者等 納付率 21.1% （納付対象月 228万月）		
両年度とも納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者（継続被保険者層） 納付率 60.8% （納付対象月 12,299万月）	平成22年度のみ 納付対象月がある者	→
	22年度中に60歳に到達した者 納付率 77.3% （納付対象月 700万月）		
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 54.6% （納付対象月 2,198万月）		
		両年度とも納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者（継続被保険者層） 納付率 61.2% （納付対象月 12,182万月） 22年度中に60歳に到達した者 納付率 79.3% （納付対象月 390万月） その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 57.9% （納付対象月 2,163万月）
		21年度は全額免除で、22年度は納付対象月がある者	申請全額免除者 納付率 24.5% （納付対象月 222万月） 学生納付特例者等 納付率 40.3% （納付対象月 288万月）
		新規資格取得者	20歳に到達した者（注） 納付率 43.8% （納付対象月 260万月）
			2号から1号になった者等 納付率 58.5% （納付対象月 667万月）
			3号から1号になった者 納付率 73.8% （納付対象月 204万月）
			その他 納付率 17.9% （納付対象月 303万月）

注 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が22.5%（納付対象月 164万月）、それ以外の者の納付率は80.1%（納付対象月 96万月）となっている。

平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化 $\Delta 0.7$ （ $\Delta 0.67$ ）ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、表42のとおりとなっている。

- この2年間は引き続き納付対象となっている者による影響・・・+0.30ポイント
- 21年度は申請全額免除者で、22年度に納付対象月がある者による影響・・・ $\Delta 0.47$ ポイント
- 21年度は学生納付特例者等で、22年度に納付対象月がある者による影響・・・ $\Delta 0.34$ ポイント

表42 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

			納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計			$\Delta 1.42$	0.76	$\Delta 0.67$
平成21年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	21年度中に60歳に到達した者	$\Delta 0.43$.	$\Delta 0.43$
		その他21年度中に資格喪失した者	0.14	.	0.14
	21年度は納付対象月があり、 22年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.37	.	0.37
		学生納付特例者等	0.51	.	0.51
両年度とも 納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者		0.02	0.28	0.30
	22年度中に60歳に到達した者		$\Delta 0.30$	0.05	$\Delta 0.25$
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		$\Delta 0.01$	0.43	0.41
平成22年度のみ 納付対象月がある者	21年度は全額免除で、 22年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	$\Delta 0.47$.	$\Delta 0.47$
		学生納付特例者等	$\Delta 0.34$.	$\Delta 0.34$
	新規資格取得者	20歳に到達した者	$\Delta 0.25$.	$\Delta 0.25$
		2号から1号になった者等	$\Delta 0.06$.	$\Delta 0.06$
		3号から1号になった者	0.17	.	0.17
		その他	$\Delta 0.77$.	$\Delta 0.77$

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（ $\Delta 0.67$ ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

⑥ 都道府県別納付状況

平成22年度中に納付された現年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は岡山及び熊本では上昇し、それ以外の都道府県では低下している(表43)。

表43 都道府県別 納付状況

都道府県	平成21年度(現年度分)				平成22年度(現年度分)				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
全 国	17,308	10,381	60.0		16,679	9,893	59.3		△ 0.7		△ 0.67	
北海道	697	410	58.8	35	666	388	58.2	34	△ 0.6	15	△ 0.02	41
青森県	203	118	57.8	39	190	108	56.7	40	△ 1.1	30	△ 0.01	25
岩手県	175	118	67.5	13	165	108	65.5	17	△ 2.0	43	△ 0.02	39
宮城県	330	193	58.4	36	314	179	56.9	39	△ 1.5	39	△ 0.03	42
秋田県	136	96	70.5	5	126	86	68.2	8	△ 2.3	45	△ 0.02	37
山形県	150	106	70.7	4	140	97	69.4	5	△ 1.3	33	△ 0.01	28
福島県	266	161	60.8	30	251	147	58.3	33	△ 2.5	46	△ 0.04	45
茨城県	466	267	57.2	42	447	253	56.6	41	△ 0.6	16	△ 0.02	32
栃木県	301	175	58.2	37	288	165	57.2	37	△ 1.0	28	△ 0.02	34
群馬県	301	192	63.8	21	284	179	62.9	21	△ 0.8	22	△ 0.02	31
埼玉県	1,074	609	56.7	43	1,045	590	56.5	42	△ 0.2	7	△ 0.01	26
千葉県	902	524	58.1	38	874	508	58.1	36	△ 0.0	3	△ 0.00	4
東京都	2,138	1,205	56.4	45	2,104	1,182	56.2	43	△ 0.2	8	△ 0.03	44
神奈川県	1,245	741	59.5	32	1,227	723	58.9	32	△ 0.6	13	△ 0.04	46
新潟県	288	207	72.0	2	273	193	70.8	2	△ 1.2	32	△ 0.02	40
富山県	123	86	70.2	7	117	81	69.4	4	△ 0.8	21	△ 0.01	12
石川県	140	99	70.3	6	135	93	68.7	6	△ 1.6	41	△ 0.01	27
福井県	94	67	71.2	3	89	62	70.3	3	△ 1.0	27	△ 0.01	9
山梨県	123	83	67.2	14	118	77	65.8	14	△ 1.4	35	△ 0.01	22
長野県	276	191	69.2	8	263	181	68.6	7	△ 0.6	14	△ 0.01	23
岐阜県	284	196	69.0	9	273	185	67.9	9	△ 1.2	31	△ 0.02	36
静岡県	519	330	63.5	22	496	314	63.4	20	△ 0.1	5	△ 0.00	6
愛知県	993	622	62.6	26	959	597	62.3	24	△ 0.3	9	△ 0.02	33
三重県	240	160	66.7	16	230	151	65.7	15	△ 1.0	29	△ 0.01	30
滋賀県	168	112	66.6	17	161	106	65.8	13	△ 0.8	23	△ 0.01	19
京都府	336	207	61.5	29	323	197	61.0	29	△ 0.5	11	△ 0.01	21
大阪府	1,209	613	50.7	46	1,160	586	50.5	46	△ 0.1	6	△ 0.01	10
兵庫県	684	403	59.0	34	666	387	58.1	35	△ 0.9	24	△ 0.03	43
奈良県	185	117	63.5	23	178	112	62.9	22	△ 0.7	18	△ 0.01	14
和歌山県	139	95	68.6	11	133	90	67.7	10	△ 0.9	26	△ 0.01	17
鳥取県	67	44	65.9	18	65	41	64.3	18	△ 1.6	40	△ 0.01	11
島根県	71	52	72.4	1	67	48	70.8	1	△ 1.5	38	△ 0.01	16
岡山県	213	131	61.6	28	203	126	62.0	26	0.4	1	0.00	1
広島県	336	215	64.1	19	323	205	63.6	19	△ 0.5	10	△ 0.01	20
山口県	156	105	67.1	15	149	98	65.5	16	△ 1.5	37	△ 0.01	29
徳島県	94	59	62.6	25	89	55	62.0	25	△ 0.7	19	△ 0.00	5
香川県	110	76	68.8	10	109	72	65.9	12	△ 2.9	47	△ 0.02	35
愛媛県	169	115	68.3	12	162	107	66.2	11	△ 2.1	44	△ 0.02	38
高知県	95	59	62.5	27	90	55	61.6	28	△ 0.9	25	△ 0.00	7
福岡県	589	337	57.3	41	573	320	55.8	45	△ 1.5	36	△ 0.05	47
佐賀県	107	68	63.9	20	102	64	62.6	23	△ 1.3	34	△ 0.01	18
長崎県	188	106	56.4	44	179	100	55.8	44	△ 0.6	12	△ 0.01	8
熊本県	253	152	60.3	31	234	142	60.5	30	0.1	2	0.00	2
大分県	121	77	63.3	24	116	71	61.6	27	△ 1.7	42	△ 0.01	24
宮崎県	148	88	59.3	33	138	82	59.2	31	△ 0.1	4	△ 0.00	3
鹿児島県	197	114	57.6	40	186	106	57.0	38	△ 0.7	20	△ 0.01	13
沖縄県	208	80	38.4	47	200	76	37.8	47	△ 0.7	17	△ 0.01	15

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成22年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給者数は2,834万人となっており、前年度末と比べると56万人の増加となっている。年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が61万人、障害年金が4万人の増加となっている一方、通算老齢年金（旧法）が9万人、遺族年金が8百人の減少となっている（表44、表45）。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,542万人（受給者数の89.7%）、通算老齢年金（旧法）が108万人（同3.8%）、障害年金が172万人（同6.1%）、遺族年金が12万人（同0.4%）となっている。

<旧法拋出制>

平成22年度末における旧法拋出制年金の受給者数は302万人で、この内訳は、老齢年金が183万人（旧法拋出制年金受給者数の60.7%）、通算老齢年金が108万人（同35.9%）、障害年金が8万人（同2.8%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同0.7%）となっている。

平成22年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者数は3万人（同1.0%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は180万人（同59.7%）となっている。

<基礎年金>

平成22年度末における基礎年金の受給者数は2,532万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,359万人（基礎年金受給者数の93.2%）、障害基礎年金が163万人（同6.4%）、遺族基礎年金が10万人（同0.4%）となっている。

表44 国民年金 受給者数（平成22年度末）

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	25,424	89.7	8,292	76.0	1,832	60.7	23,592	93.2
5 年 年 金 以 外	25,394	89.6	8,261	75.7	1,802	59.7	23,592	93.2
繰 上 げ	4,992	17.6	3,550	32.5	1,234	40.9	3,759	14.8
本 来	20,092	70.9	4,611	42.2	564	18.7	19,528	77.1
繰 下 げ	310	1.1	100	0.9	4	0.1	305	1.2
5 年 年 金	30	0.1	30	0.3	30	1.0	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,082	3.8	1,082	9.9	1,082	35.9	・	・
障 害 年 金	1,717	6.1	1,493	13.7	84	2.8	1,633	6.4
遺 族 年 金	120	0.4	50	0.5	21	0.7	99	0.4
合 計	28,343	100.0	10,917	100.0	3,019	100.0	25,324	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表45 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成12年度	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149	120
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99

② 受給権者数

平成22年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給権者数は2,886万人となっており、前年度末と比べると57万人の増加となっている。年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が63万人、障害年金が4万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）が9万人、遺族年金が4千人の減少となっている（表46、表47）。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,564万人（受給権者の88.9%）、通算老齢年金（旧法）が109万人（同3.8%）、障害年金が184万人（同6.4%）、遺族年金が29万人（同1.0%）となっている。

<旧法拋出制>

平成22年度末における旧法拋出制年金の受給権者数は308万人で、この内訳は、老齢年金が187万人（旧法拋出制年金受給権者数の60.6%）、通算老齢年金が109万人（同35.3%）、障害年金が9万人（同2.9%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が4万人（同1.2%）となっている。

平成22年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は3万人（同1.1%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は183万人（同59.6%）となっている。

<基礎年金>

平成22年度末における基礎年金の受給権者数は2,578万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,378万人（基礎年金受給権者数の92.2%）、障害基礎年金が175万人（同6.8%）、遺族基礎年金が25万人（同1.0%）となっている。

表46 国民年金 受給権者数（平成22年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	25,642	88.9	8,354	75.0	1,866	60.6	23,775	92.2
5 年 年 金 以 外	25,609	88.7	8,322	74.7	1,833	59.6	23,775	92.2
繰 上 げ	5,013	17.4	3,568	32.0	1,248	40.5	3,765	14.6
本 来	20,286	70.3	4,654	41.8	581	18.9	19,705	76.4
繰 下 げ	310	1.1	100	0.9	4	0.1	305	1.2
5 年 年 金	33	0.1	33	0.3	33	1.1	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,086	3.8	1,086	9.7	1,086	35.3	・	・
障 害 年 金	1,839	6.4	1,591	14.3	90	2.9	1,749	6.8
遺 族 年 金	291	1.0	110	1.0	37	1.2	254	1.0
合 計	28,857	100.0	11,141	100.0	3,079	100.0	25,779	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表47 国民年金 受給権者数の推移

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	
									(再掲)基礎年金
平成12年度	19,737	13,391	16,061	11,764	1,829	1,473	1,310	373	317
13	20,669	14,657	17,030	12,990	1,764	1,508	1,353	367	314
14	21,653	15,974	18,053	14,269	1,697	1,543	1,396	360	309
15	22,544	17,203	18,985	15,459	1,625	1,580	1,441	353	304
16	23,431	18,424	19,915	16,639	1,552	1,619	1,488	345	298
17	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254

③ 老齢年金の繰上げ受給の状況

平成22年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で21万人）のうち、繰上げ受給している者は6万人で、繰上げ受給率は26.9%となっている。平成22年度末の基礎のみ・旧国年の老齢年金受給権者全体（832万人）のうち、繰上げ受給している者は357万人で、繰上げ受給率は42.9%となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移

（年度末現在、単位：人、％）

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人	受給率	人	受給率	人	受給率
平成18年度	9,017,684	4,275,301	47.4	4,655,978	51.6	86,405	1.0
19	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2

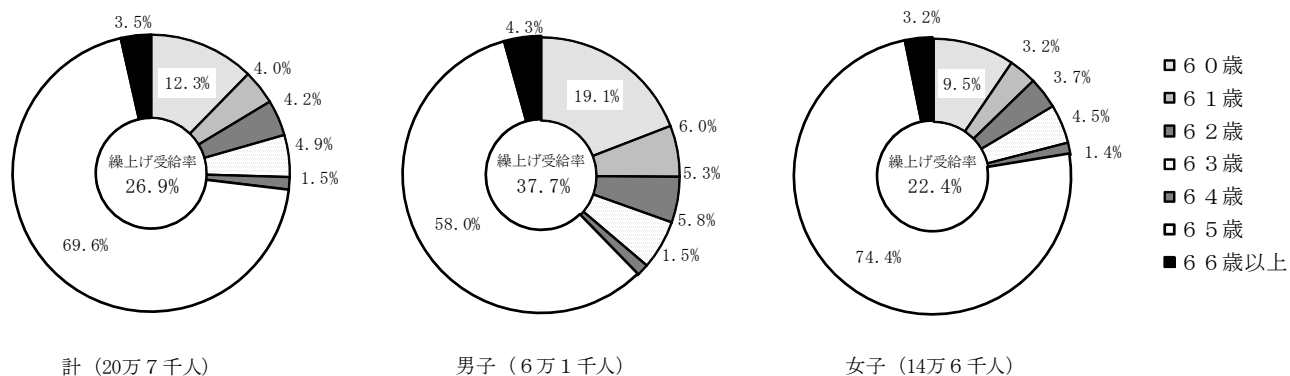
（新規裁定、単位：人、％）

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人	受給率	人	受給率	人	受給率
平成18年度	298,993	58,849	19.7	232,697	77.8	7,447	2.5
19	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0

- 注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
 2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図27は平成22年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年の受給権者について受給発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は26.9%（男子37.7%、女子22.4%）であり、60歳で受給を開始したものは12.3%（男子19.1%、女子9.5%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは69.6%（男子58.0%、女子74.4%）となっている。

図27 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成22年度新規裁定）

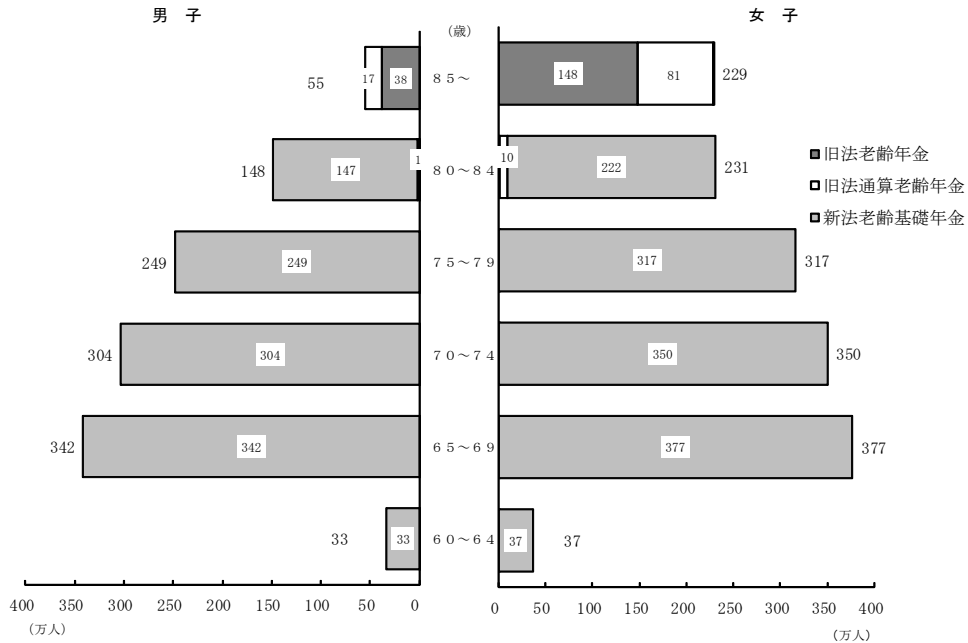


注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成22年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,673万人（男子1,130万人、女子1,543万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ342万人、377万人となっている（図28）。

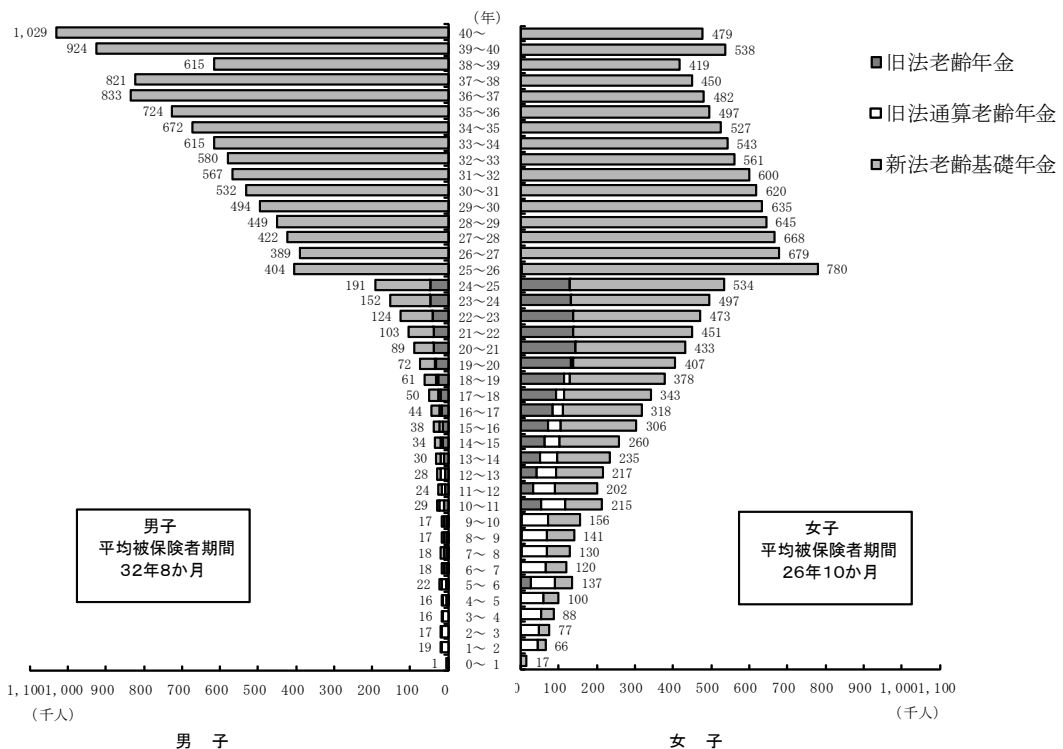
図28 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成22年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成22年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図29のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間25年以上であるため、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が32年8か月、女子が26年10か月である。

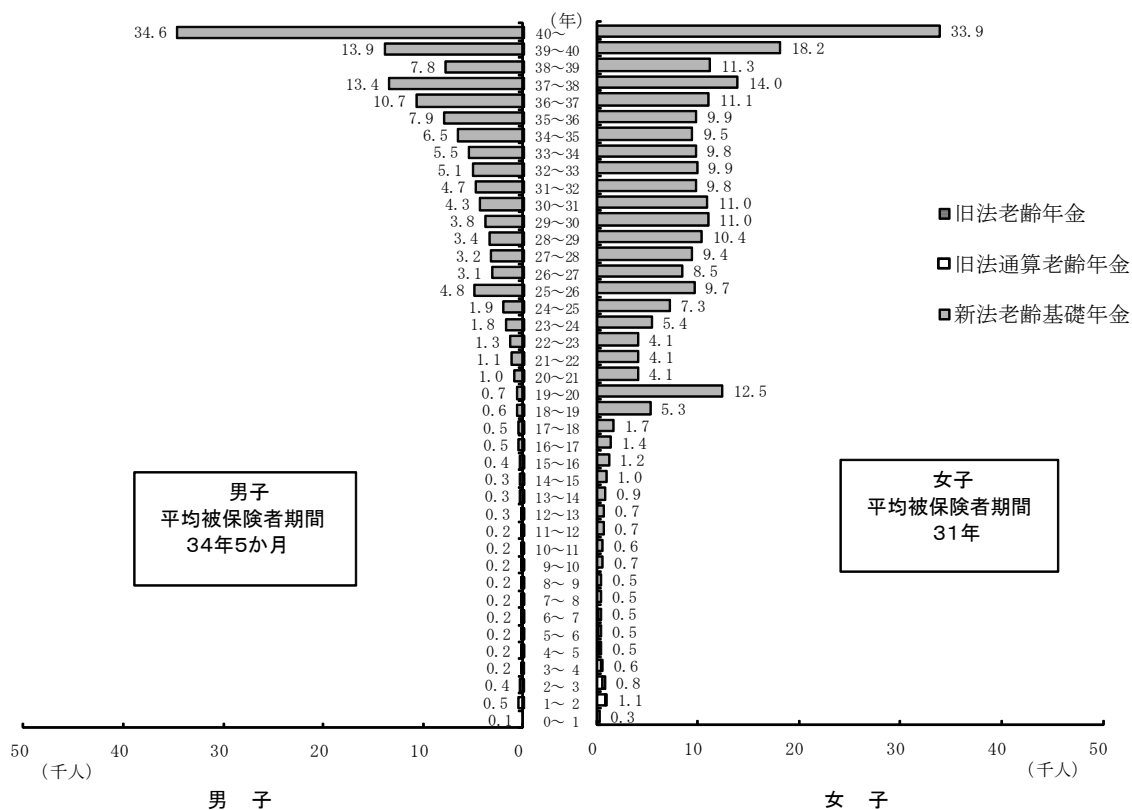
図29 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成22年度末）



老齢給付の平成22年度新規裁定者は40万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成22年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成22年度末における国民年金の受給者の年金総額は18兆5,352億円となっており、前年度末と比べると、4,931億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が16兆6,566億円、年金総額の89.9%を占め、通算老齢年金が2,394億円（同1.3%）、障害年金が1兆5,232億円（同8.2%）、遺族年金が1,159億円（同0.6%）となっている（表49）。

<旧法拠出制>

平成22年度末における旧法拠出制の受給者の年金総額は1兆2,087億円で、この内訳は老齢年金が8,848億円（旧法拠出制の年金総額の73.2%）、通算老齢年金が2,394億円（同19.8%）、障害年金が750億円（同6.2%）、遺族年金が95億円（同0.8%）となっている。

<基礎年金>

平成22年度末における基礎年金の受給者の年金総額は17兆3,264億円で、この内訳は老齢基礎年金が15兆7,719億円（基礎年金の年金総額の91.0%）、障害基礎年金が1兆4,482億円（同8.4%）、遺族基礎年金が1,064億円（同0.6%）となっている。

表49 国民年金 受給者年金総額（平成22年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	166,566	89.9	49,124	75.3	8,848	73.2	157,719	91.0
5 年 年 金 以 外	166,442	89.8	49,000	75.1	8,723	72.2	157,719	91.0
繰 上 げ	23,772	12.8	16,719	25.6	5,131	42.4	18,641	10.8
本 来	139,658	75.3	31,340	48.1	3,547	29.3	136,112	78.6
繰 下 げ	3,012	1.6	940	1.4	46	0.4	2,966	1.7
5 年 年 金	124	0.1	124	0.2	124	1.0	.	.
通 算 老 齢 年 金	2,394	1.3	2,394	3.7	2,394	19.8	.	.
障 害 年 金	15,232	8.2	13,289	20.4	750	6.2	14,482	8.4
遺 族 年 金	1,159	0.6	405	0.6	95	0.8	1,064	0.6
合 計	185,352	100.0	65,212	100.0	12,087	100.0	173,264	100.0

注．基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

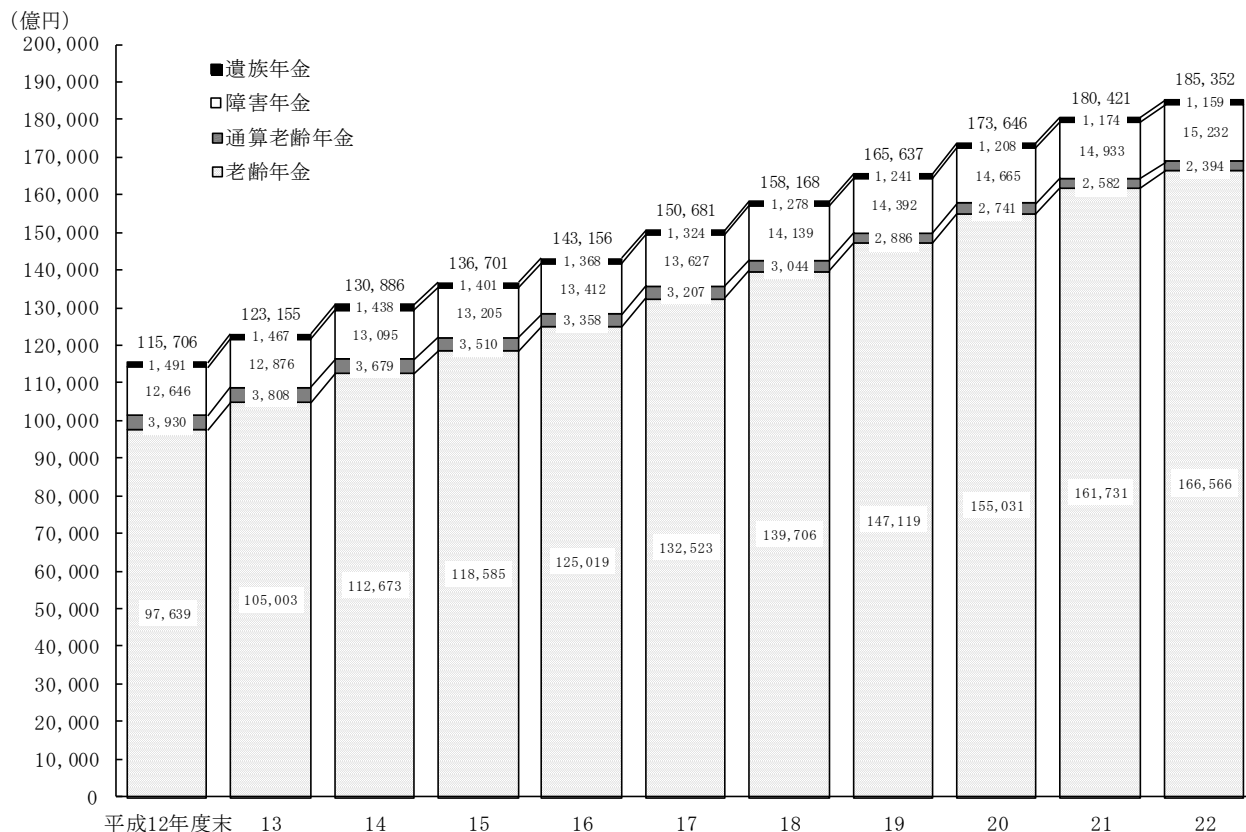
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が4,835億円の増加、通算老齢年金が187億円の減少、障害年金が298億円の増加、遺族年金が15億円の減少となっている（表50、図31）。

表50 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成12年度	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成22年度末の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万5千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万4千円、遺族年金が8万1千円となっている（表51、表52）。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万円、本来が5万8千円、繰下げが8万1千円となっている。

表51 国民年金 受給者の平均年金月額（平成22年度末）

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ ・旧国年	旧法拠出制年金	基礎年金
老 齢 年 金	54,596	49,371	40,237	55,711
5 年 年 金 以 外	54,620	49,427	40,340	55,711
繰 上 げ	39,681	39,243	34,660	41,330
本 来	57,924	56,639	52,402	58,084
繰 下 げ	81,092	78,514	86,158	81,018
5 年 年 金	34,133	34,133	34,133	・
通 算 老 齢 年 金	18,432	18,432	18,432	・
障 害 年 金	73,936	74,185	74,404	73,912
遺 族 年 金	80,781	67,002	38,725	89,499
合 計	54,496	49,778	33,360	57,017

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表52 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再掲）基礎年金			（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金
平成12年度	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499

老齢基礎年金の受給者数は、平成22年度末現在で2,359万人となっており、平均年金月額については5万6千円となっている（表53）。

表53 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成18年度	1,913	55,222	1,565	58,170	329	39,981	18	77,369
19	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368
22	2,359	55,711	1,953	58,084	376	41,330	31	81,018

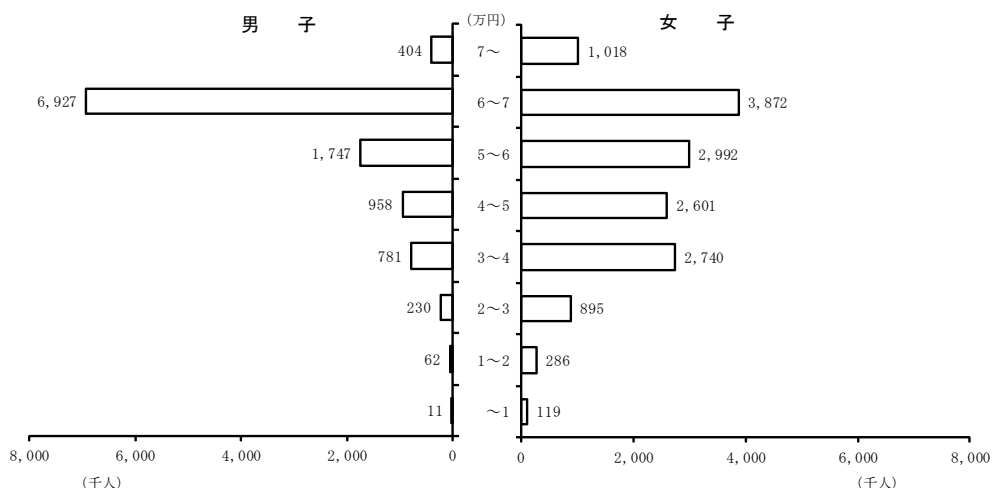
③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

平成22年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表54及び図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表54 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	25,642	100.0	11,120	100.0	14,522	100.0
万円以上						
万円未満						
～ 1	130	0.5	11	0.1	119	0.8
1 ～ 2	348	1.4	62	0.6	286	2.0
2 ～ 3	1,125	4.4	230	2.1	895	6.2
3 ～ 4	3,520	13.7	781	7.0	2,740	18.9
4 ～ 5	3,559	13.9	958	8.6	2,601	17.9
5 ～ 6	4,739	18.5	1,747	15.7	2,992	20.6
6 ～ 7	10,799	42.1	6,927	62.3	3,872	26.7
7 ～	1,421	5.5	404	3.6	1,018	7.0
平均年金月額（円）	54,529		59,320		50,860	

図32 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度末）

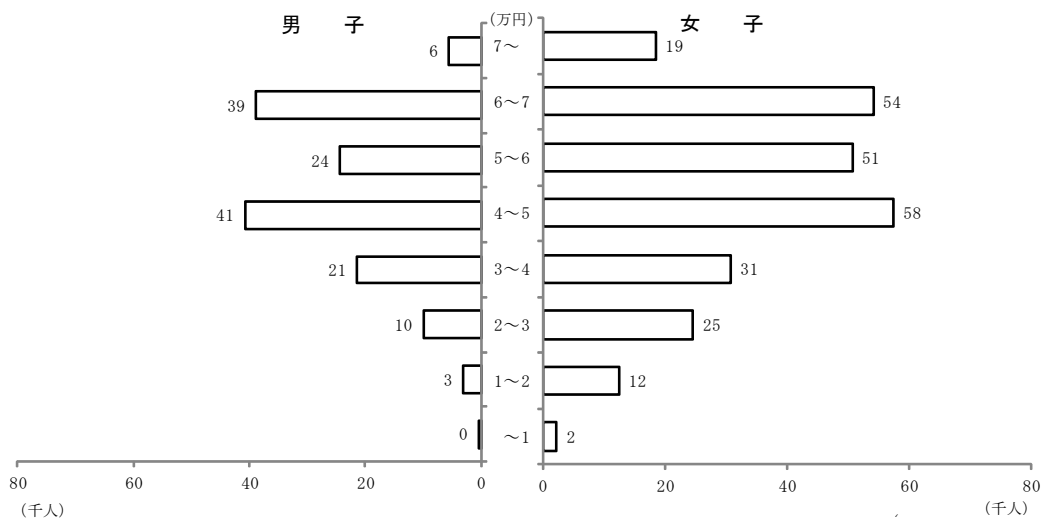


平成22年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表55及び図33である。男子、女子共に4万円以上5万円未満が最も多くなっている。

表55 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合%	千人	割合%	千人	割合%
合計	395	100.0	144	100.0	251	100.0
万円以上						
万円未満						
～ 1	3	0.7	0	0.3	2	0.9
1 ～ 2	16	3.9	3	2.2	12	5.0
2 ～ 3	35	8.8	10	6.9	25	9.8
3 ～ 4	52	13.2	21	14.8	31	12.3
4 ～ 5	98	24.8	41	28.2	58	22.9
5 ～ 6	75	19.0	24	16.8	51	20.2
6 ～ 7	93	23.5	39	26.9	54	21.6
7 ～	24	6.1	6	3.9	19	7.4
平均年金月額（円）	49,192		50,005		48,725	

図33 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成22年度新規裁定）



(4) 収支状況

平成22年度決算における年金特別会計国民年金勘定の収支状況を示したものが表56、図34である。

収入のうち、保険料収入は1兆6,717億円、国庫負担（一般会計からの受入）は1兆6,898億円であり、基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆4,010億円、実質的な支出総額が3兆1,498億円となっており、その収支差引残は2,511億円の剰余が生じている。

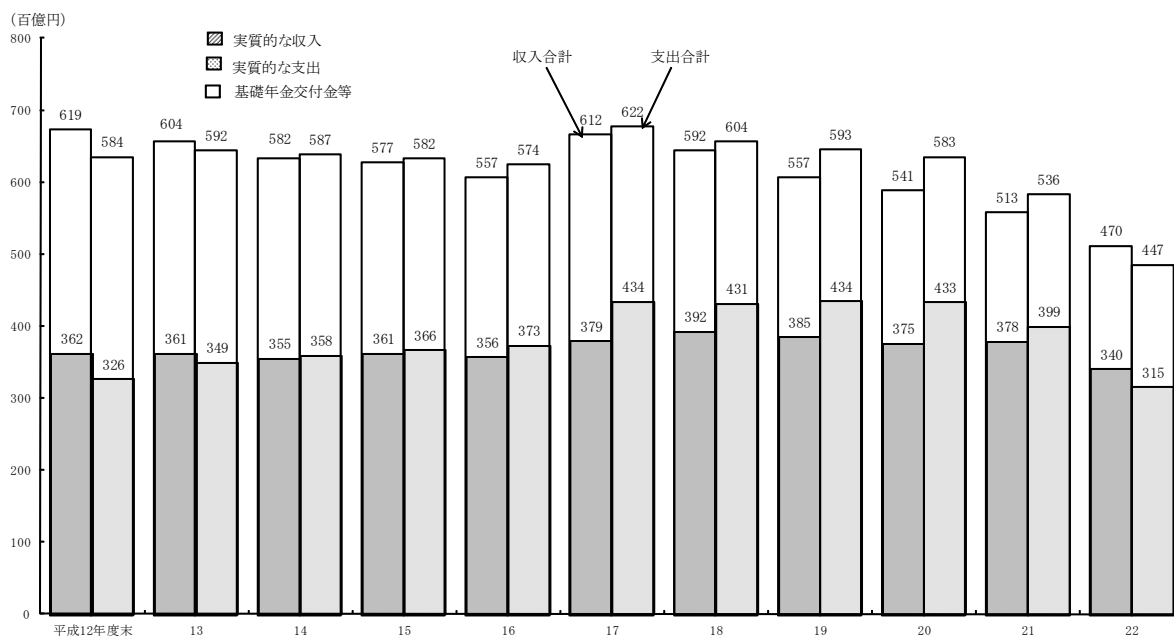
表56 国民年金の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	再掲		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成18年度	39,228	19,038	17,971	43,082	△ 3,853
19	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511

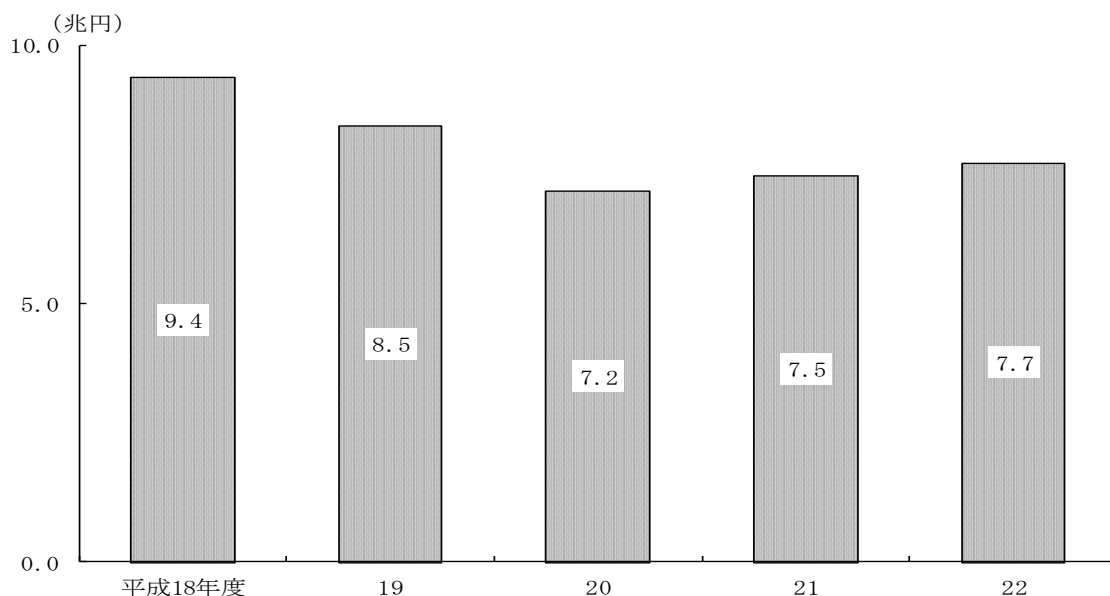
注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金勘定 収支状況の推移



平成22年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、7兆7千億円となり、前年度末から2千億円の増加となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、国民年金の実質的な収支状況の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。
3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成18年度3.07%、平成19年度△3.38%、平成20年度△7.29%、平成21年度7.48%、平成22年度△0.25%である（出所：「平成22年度 年金積立金運用報告書」）。

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成22年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、19兆9,701億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が16兆9,658億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が3兆43億円となっている（表57）。

表57 基礎年金の給付に要する費用の状況

(単位：億円)

	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
費用負担										
総額	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701
（再掲）特別国庫負担分除く	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401
国民年金	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149
（再掲）特別国庫負担分除く	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849
厚生年金保険	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640
共済組合等	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912
国家公務員共済組合連合会	3,719	3,915	4,009	4,087	4,190	4,300	4,428	4,613	4,949	5,027
地方公務員共済組合連合会	10,088	10,635	10,905	11,074	11,300	11,571	11,845	12,170	12,881	12,991
日本私立学校振興・共済事業団	1,175	1,259	1,319	1,376	1,443	1,524	1,602	1,694	1,835	1,894
農林漁業団体職員共済組合	1,380	242	-	-	-	-	-	-	-	-
拠出金単価（月額）（円）	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947
年金給付										
総額	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701
基礎年金給付費	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658
みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043
国民年金	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765	12,358
厚生年金保険	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864
共済組合等	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821
国家公務員共済組合連合会	2,004	1,925	1,825	1,729	1,638	1,543	1,448	1,344	1,247	1,150
地方公務員共済組合連合会	4,509	4,325	4,026	3,770	3,563	3,350	3,181	2,963	2,781	2,559
日本私立学校振興・共済事業団	228	218	204	192	180	168	156	135	123	112
農林漁業団体職員共済組合	527	87	-	-	-	-	-	-	-	-

注．基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成15年度以前は3分の1、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32が国庫負担となっている。

平成22年度の拠出金按分率は、国民年金が0.167、厚生年金保険が0.731、共済組合が0.101となっている（表58）。

表58 基礎年金拠出金算定内訳（平成22年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	196,401	32,849	143,640	19,912	5,027	12,991	1,894
拠出金按分率	1.000	0.167	0.731	0.101	0.026	0.066	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5,465	914	3,997	554	140	362	53
（再掲）第3号被保険者数(万人)	1,011	-	884	127	38	80	9

注1．国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

注2．国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成22年度末における老齢福祉年金の受給者数は5千人で、前年度末に比べて3千人の減少、年金総額は21億円で、前年度末に比べて11億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

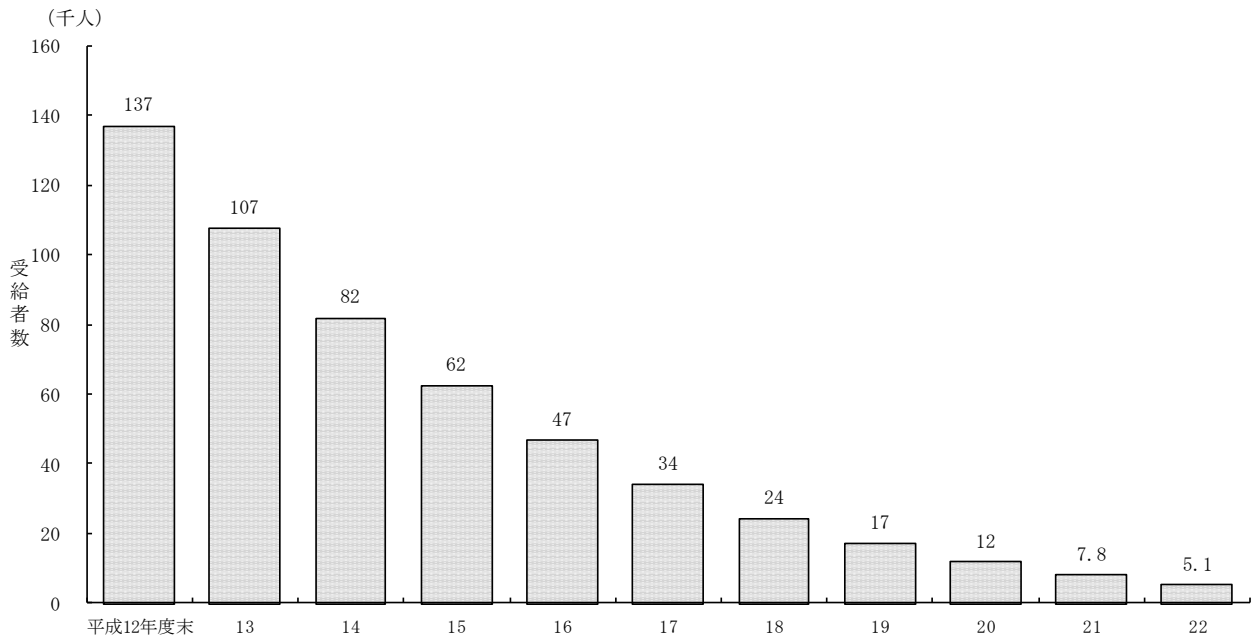
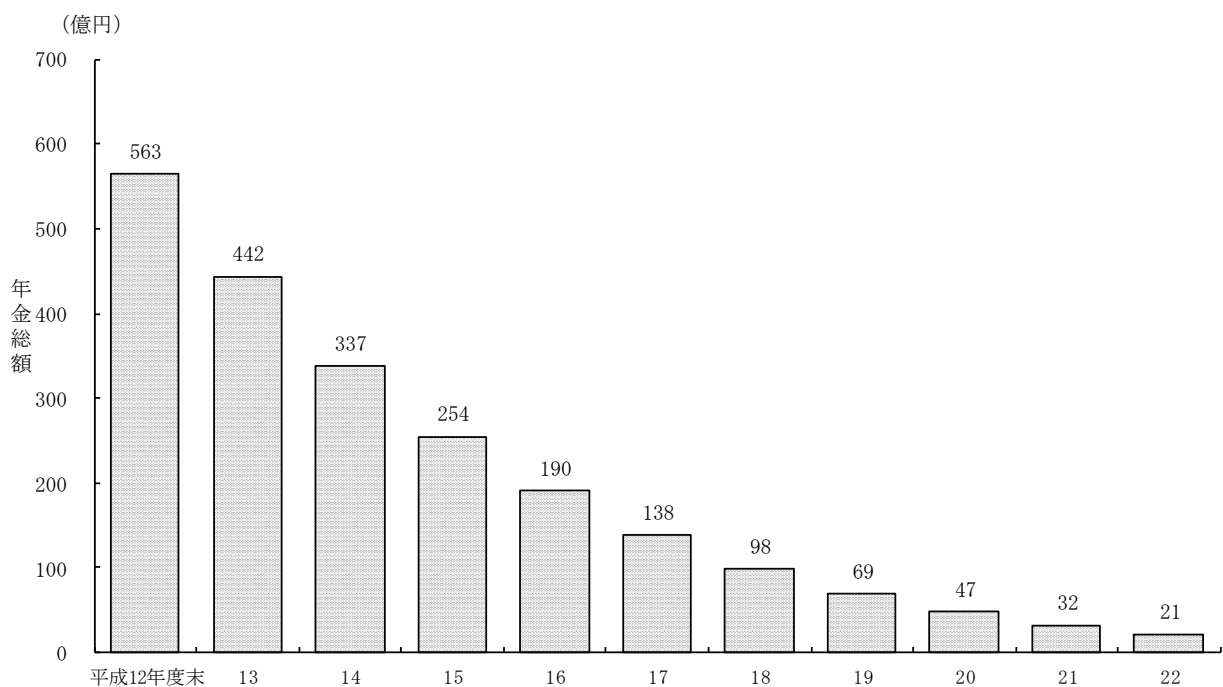


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成22年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,198人、2級が6,814人、合計9,012人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が896人、2級が3,850人、合計4,746人となっている。また、配偶者の特別障害者数は、1級が1,302人、2級が2,964人、合計4,266人となっている。

平成17年4月から平成23年3月末までの累積不支給決定件数は、1,104件となっている（表59）。

表59 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（平成22年度末）

都道府県	特別障害者数										不支給決定件数		
	合計		1級		2級		学生			配偶者			
	人	人	人	人	人	人	1級	2級	合計	1級		2級	人
全 国	9,012	2,198	6,814	4,746	896	3,850	4,266	1,302	2,964	1,104			
北海道	562	142	420	220	27	193	342	115	227	58			
青森県	88	41	47	44	18	26	44	23	21	17			
岩手県	108	51	57	58	24	34	50	27	23	4			
宮城県	135	29	106	77	10	67	58	19	39	20			
秋田県	90	24	66	44	7	37	46	17	29	7			
山形県	78	30	48	49	17	32	29	13	16	2			
福島県	145	27	118	82	10	72	63	17	46	4			
茨城県	195	50	145	100	17	83	95	33	62	23			
栃木県	103	28	75	44	7	37	59	21	38	11			
群馬県	132	79	53	72	54	18	60	25	35	18			
埼玉県	372	51	321	174	14	160	198	37	161	48			
千葉県	380	104	276	181	42	139	199	62	137	58			
東京都	699	179	520	461	101	360	238	78	160	104			
神奈川県	580	174	406	274	66	208	306	108	198	63			
新潟県	152	32	120	81	14	67	71	18	53	6			
富山県	93	13	80	58	7	51	35	6	29	14			
石川県	83	7	76	46	2	44	37	5	32	5			
福井県	53	6	47	36	2	34	17	4	13	8			
山梨県	65	15	50	49	9	40	16	6	10	8			
長野県	103	25	78	77	15	62	26	10	16	19			
岐阜県	103	22	81	63	10	53	40	12	28	16			
静岡県	223	43	180	123	20	103	100	23	77	28			
愛知県	478	68	410	237	25	212	241	43	198	56			
三重県	112	21	91	57	9	48	55	12	43	13			
滋賀県	60	9	51	34	2	32	26	7	19	12			
京都府	175	31	144	77	6	71	98	25	73	32			
大阪府	654	182	472	259	61	198	395	121	274	38			
兵庫県	418	97	321	182	28	154	236	69	167	60			
奈良県	109	30	79	57	7	50	52	23	29	19			
和歌山県	73	25	48	37	9	28	36	16	20	6			
鳥取県	52	7	45	27	1	26	25	6	19	5			
島根県	66	24	42	48	17	31	18	7	11	7			
岡山県	223	54	169	124	24	100	99	30	69	18			
広島県	314	46	268	200	21	179	114	25	89	47			
山口県	153	69	84	99	41	58	54	28	26	32			
徳島県	66	33	33	37	22	15	29	11	18	9			
香川県	75	11	64	53	6	47	22	5	17	25			
愛媛県	125	27	98	59	7	52	66	20	46	15			
高知県	53	6	47	34	2	32	19	4	15	6			
福岡県	468	78	390	273	29	244	195	49	146	79			
佐賀県	57	19	38	39	10	29	18	9	9	8			
長崎県	126	40	86	67	20	47	59	20	39	8			
熊本県	166	53	113	98	26	72	68	27	41	9			
大分県	121	25	96	52	8	44	69	17	52	25			
宮崎県	98	34	64	43	8	35	55	26	29	7			
鹿児島県	152	22	130	95	7	88	57	15	42	18			
沖縄県	76	15	61	45	7	38	31	8	23	9			

注：「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成23年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成22年度末）

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	13,399,133	153,344	25,424,217	54,596
北海道	531,035	144,322	1,144,467	54,103
青森	110,385	129,296	323,773	50,206
岩手	134,392	131,160	324,867	53,612
宮城	221,414	146,657	471,031	52,536
秋田	116,900	128,732	294,957	52,008
山形	134,409	129,701	302,882	53,136
福島	216,941	133,929	453,389	52,888
茨城	277,455	153,200	600,007	52,707
栃木	197,156	146,818	409,852	52,766
群馬	213,306	146,501	429,286	54,495
埼玉	701,537	164,482	1,290,136	53,766
千葉	603,981	169,420	1,156,522	54,187
東京都	1,112,995	169,669	2,202,118	54,261
神奈川	901,841	176,155	1,552,302	55,047
新潟	302,618	137,168	550,799	55,184
富山	164,627	143,223	250,058	58,079
石川	145,716	141,497	236,880	57,259
福井	113,366	137,339	173,459	57,166
山梨	79,601	142,882	194,675	52,410
長野	288,743	140,964	503,559	56,855
岐阜	238,266	149,201	447,276	56,281
静岡	476,569	150,435	796,781	56,118
愛知	784,469	161,385	1,325,831	55,508
三重	221,408	151,046	395,652	56,871
滋賀	155,560	156,048	263,607	55,899
京都	278,839	156,390	526,829	54,013
大阪	910,334	160,342	1,626,213	53,316
兵庫	621,923	164,241	1,101,309	54,890
奈良	143,547	168,916	296,171	53,848
和歌山	103,852	149,201	243,050	52,069
鳥取	76,502	130,600	131,816	56,752
島根	99,589	131,417	178,461	57,095
岡山	263,058	143,792	416,794	58,212
広島	366,640	150,887	574,196	57,419
山口	201,404	149,902	343,459	57,338
徳島	92,401	130,685	178,856	53,552
香川	134,151	141,692	219,116	58,345
愛媛	168,988	138,865	332,339	55,040
高知	88,784	132,691	187,806	53,534
福岡	533,088	147,504	923,196	54,368
佐賀	87,269	133,354	182,584	56,111
長崎	140,589	142,025	315,278	53,236
熊本	173,223	131,118	404,174	54,511
大分	128,790	135,470	273,823	53,344
宮崎	112,988	126,976	251,740	55,530
鹿児島	156,748	131,249	387,732	54,995
沖縄	63,934	132,419	218,134	52,974
その他	7,802	141,995	16,975	29,741

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金が上乗せされている者を含む。